

全国51,000人の“ボランティア救助員”の活動を支えます。



後援：国土交通省、海上保安庁、総務省消防庁、水産庁

募金の方法

口座振込みによる募金

郵便局

口座番号:00120-4-8400
加入者名:公益社団法人 日本水難救済会

銀行

三井住友銀行日本橋東支店
口座番号:(普)7468319
加入者名:公益社団法人 日本水難救済会
青い羽根募金口

インターネット募金

青い羽根募金



- ホームページから以下の方法で募金ができます。
- クレジットカードはMasterCard、VISA、JCB、AMEXがご利用できます。
- NTTコミュニケーションズが提供するネット専用電子マネー「ちょコムeマネー」がご利用できます。

●お問い合わせ先 **0120-01-5587**

募金フリーダイヤルでお申し出ください。振込料無料の専用郵便振替用紙をお送りします。



公益社団法人 日本水難救済会は、会員の皆様からの会費や青い羽根募金のほか、公益財団法人 日本財団をはじめ、公益財団法人 日本海事センター、海運・水産関係団体等の助成金、補助金をもって事業が運営されています。



公益社団法人 日本水難救済会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル7階
TEL:03-3222-8066 FAX:03-3222-8067
<http://www.mrj.or.jp> E-mail v1161@mrj.or.jp

令和2年度 助成事業



マリンレスキュー ジャーナル

Vol 112 No2
2020年 8月号

青い羽根募金活動レポート2020



マリンレスキューレポート
Part 1 救難所NEWS
Part 2 洋上救急NEWS

連載 マリンレスキュー紀行
海的安全安心を支える
ボランティアたちの群像

レスキュー41～地方水難救済会の現状
シリーズ②

特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会
平塚救難所/茅ヶ崎救難所



海の水難救済ボランティア
公益社団法人 日本水難救済会



マリンレスキュー ジャーナル

Vol 112 No2
2020 | 8月号

CONTENTS

- 02 青い羽根募金活動70周年を迎えて／公益社団法人 日本水難救済会会長
- 03 青い羽根募金活動レポート2020
令和2年度青い羽根募金強調運動／青い羽根募金支援自販機 あれこれ／
青い羽根募金70年のあゆみ
- 07 水難救済思想の普及活動レポート
- 10 マリンレスキューレポート
Part1 救難所NEWS 海難救助訓練ほか／水難救助等活動報告
- 19 Part2 洋上救急NEWS 洋上救急活動報告／洋上救急慣熟訓練／
洋上救急支援協議会の活動状況
- 27 レスキュー41～地方水難救済会の現状(シリーズ⑩)
鳥取県水難救済会／富山県水難救済会
- 31 新設救難所の紹介
- 32 連載 マリンレスキュー紀行
海の安全安心を支えるボランティアたちの群像
特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会 平塚救難所／茅ヶ崎救難所
- 38 全国地方救難所のお膝元訪問
ニッポン港グルメ食遊記【平塚救難所】
- 39 MRJ フォーラム
日本水難救済会は、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、定時社員総会等を開催／
MRJフォーラム投稿 鳥取県水難救済会設立20周年にあたって／
社団法人 大日本帝国水難救済会の「明治32年度報告」が寄贈されました
- 43 MRJ 互助会通信
- 46 編集後記

表紙：特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会 平塚救難所

写真：茅ヶ崎市のヘッドランドビーチ(茅ヶ崎海岸)



青い羽根募金活動70周年を迎えて

公益社団法人 日本水難救済会
会長 **相原 力**

全国の地方水難救済会をはじめ全国各地の救難所・支所において昼夜を問わず海難救助出動等にご尽力をいただいています約51,000人の救難所員の皆様、海上を活動の場とする船員の皆様の安心安全を支える洋上救急事業にご協力をいただいています医療関係者の皆様及びこれらの事業にご支援をいただいている海上保安庁や自衛隊など関係機関の皆様並びに街頭などで積極的に青い羽根募金活動を行っていただいている皆様方に心より感謝申し上げます。

本会や地方水難救済会が実施しております青い羽根募金活動は、昭和25年(1950年)に開始されて以来、この7月で70周年を迎えることとなりました。

青い羽根募金は、本会及び地方水難救済会の活動資金の一端を担うものとして重要であり、この70年の間、街頭募金をはじめ青い羽根募金自動販売機の設置等青い羽根募金活動に皆様方のご尽力をいただいております。昨年度は、全国の合計で85,905,229円の募金があり、救難資器材の整備や海難救助訓練などに活用させていただいております。

今後も、青い羽根募金活動を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので引き続きご支援・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、地方水難救済会や洋上救急地方支部では、総会等各種行事が取り止めとなっているところが多いと承知しておりますが、本会も、例年、名誉総裁の高円宮妃殿下にご臨席いただき6月上旬に開催しておりました名誉総裁表彰式典や懇親会につきましては、取り止めることといたしました。

全国各地で海難救助活動や洋上救急事業あるいは青い羽根募金活動などを行っておられる皆様方におかれましても、新型コロナウイルスの感染予防対策に十分ご配慮のうえ、お元気でお過ごしくさいますようお祈り申し上げます。

全国51,000人のボランティア救助員の活動を支えます。
青い羽根募金活動レポート2020



「青い羽根募金」は制度創設70周年を迎えました！

総理官邸エントランスホールに置かれた青い羽根募金箱

青い羽根募金は、海で遭難した人々の救助活動にあたる全国のボランティア救助員約51,000人を支援するための募金です。

令和2年度青い羽根募金強調運動



青い羽根募金活動は周年実施していますが、本年度も、特に「海の日」を中心に7月1日から8月31日までの2ヵ月間を「青い羽根募金強調運動期間」として、全国の道府県水難救済会と協力し、積極的に募金活動を実施いたしました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、残念ながら街頭での募金活動は実施できませんでしたが、全国の多くの皆様方から青い羽根募金の趣旨にご賛同とご支援をいただくとともに、海上保安庁、防衛省等関係省庁をはじめ自治体、企業、団体等からもご支援をいただきました。

特に、防衛省の陸上、海上および航空自衛隊の隊員の皆様には募金活動に多大なご協力をいただき御礼申し上げます。

また、令和2年7月10日（金）の閣僚懇談会において、赤羽国土交通大臣から安倍内閣総理大臣をはじめとする全閣僚（各省庁、政務三役）の皆様に対し、青い羽根を着用していただくとともに、青い羽根募金活動へのご理解とご協力を広くお願いいたしました。

令和2年度のポスターを各所に掲示いたしました



中央合同庁舎3号館に掲示

ポスターのモデルは、
2020年ミス日本「海の日」
森谷美雲さん



日本水難救済会が入居する東京・麹町、
海事センタービル1階受付前に掲示

閣僚の皆様方に青い羽根を着用していただきました



令和2年7月10日青い羽根を着用した閣僚の皆様（左から 赤羽国土交通大臣、茂木外務大臣、安倍内閣総理大臣）

各省庁に募金箱を設置いたしました



中央合同庁舎3号館に設置された青い羽根募金箱



公共交通機関の駅にポスターを掲示しました



江ノ島電鉄株式会社の腰越駅（鎌倉市）ホームに掲示されたポスター



小田急電鉄株式会社の新百合ヶ丘駅（写真左上）
及び成城学園前駅（写真右下）のホームに掲示されたポスター



中央合同庁舎5号館別館に掲示されたポスターと
青い羽根募金箱

青い羽根募金支援自販機 あれこれ

青い羽根募金支援自販機は、平成19年8月31日に特定非営利活動法人長崎県水難救済会が全国で初めて西海市役所に設置以来、本年で13年目を迎えましたが、現在では、地方水難救済会の皆様の設置推進活動と各飲料メーカー様の御協力により、令和2年6月末現在、全国各地で合計688台が導入されています。

全国に設置されている青い羽根募金支援自販機は、地方水難救済会によって多種多様な自販機が設置されていますので、今回は主なものを紹介いたします。



全国で第1号機となる青い羽根募金支援自販機／特定非営利活動法人長崎県水難救済会



愛知県水難救済会



兵庫県水難救済会



山口県水難救済会



佐賀県水難救済会
(救命浮環内蔵設置型)



新潟県水難救済会



福井県水難救済会



徳島県水難救済会



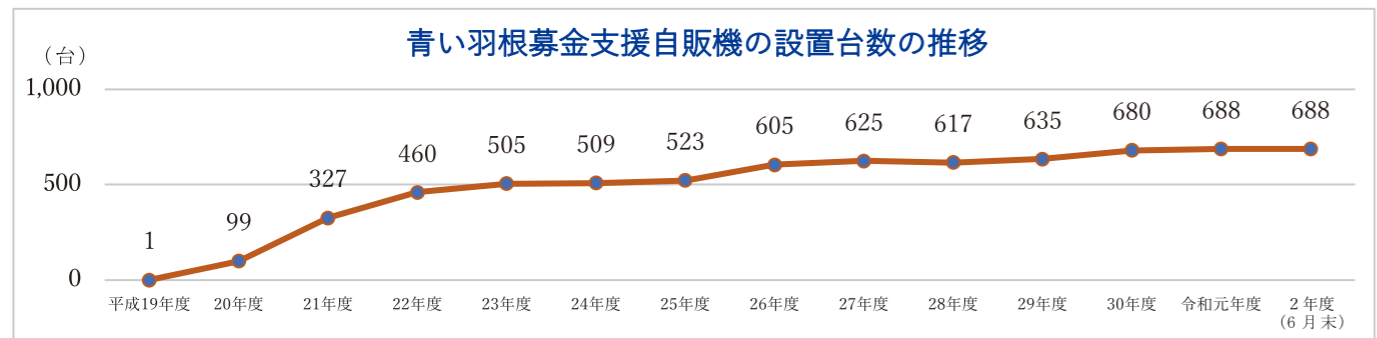
大分県水難救済会



茨城県水難救済会



千葉県水難救済会



～青い羽根募金70年のあゆみ～



きゅうすけクン

昭和25年7月
7月17日より同23日まで、海上安全週間中、海難救助施設強化整備資金造成の一助として海上保安庁後援の下に「青い羽根」街頭募金を実施
募金総額385万7,666円40銭

昭和26年7月
7月1日より同23日まで、街頭募金を実施
募金総額623万1,141円83銭

昭和27年4月
東京都内における青い羽根募金について「協議会」を開催。各区委員、東京都委員部委員副部長、本会会長など出席(28年度からは「懇談会」)

昭和36年7月
「第12回青い羽根募金」を7月1日より同31日までとし、全国一斉に実施

昭和39年4月
日本水難救済会75周年を迎え、目標金額を全国で1,500万円として「青い羽根募金」を実施

「青い羽根」募金
本年は、一千五百万円を目標。本年も、恒例の青い羽根募金が、七月二十日「海の日」を中心に七月一パイ全国で展開される。目標額は、全国合計一千五百万円のうち東京都の分は五百万円。既に都知事の許可もうけて着々準備を進めている。本年は、本会創立七十五周年に当り、特に事業の進展充実が期待されるので、募金についても、目標の完遂のため、関係各支部の一層の努力が望まれている。

昭和39年6月
一層の募金協力を図るため、東京都内各区委員部の青い羽根募金関係者を横浜海上保安部巡視船むろとに招待、観音崎付近まで巡航

昭和57年
海上保安庁及び水産庁の後援を得て募金活動を実施

昭和63年
運輸大臣から「特定公益増進法人」の証明を取得

平成9年6月
「青い羽根募金の取り扱いに関する規則」制定

平成10年8月
青い羽根商標登録

令和2年6月
70周年を記念し、初めてミス日本「海の日」をモデルにしたポスター作成

平成24年5月
マスコットキャラクター及び愛称(きゅうすけクン)決定並びにバッジ作製

平成20年8月
青い羽根バッジ作製
ミス日本「海の日」など総理大臣等を訪問、閣議で全閣僚が「青い羽根」を着用

平成19年8月
「青い羽根募金支援自販機」第1号機を長崎県水難救済会が設置

平成18年7月
ミス日本「海の日」など国土交通大臣等へ表敬訪問



平成17年
電子マネー「ちょコム」(現「ちょコム」eマネー)による募金運用開始

平成17年7月
青い羽根募金アドバイザー等が国土交通大臣を訪問

平成15年7月
青い羽根募金アドバイザー及びマスコットキャラクター「うみまる」・「うーみん」が国土交通省副大臣、事務次官、海上保安庁長官に訪問及び海フェスタにあわせ、青い羽根一斉着用キャンペーン実施



平成15年5月
青い羽根募金推進員10名委嘱

平成12年11月
青い羽根募金アドバイザー設置・委嘱

平成11年10月
部外有識者5名を選定し、第1回青い羽根募金運営協議会を開催

平成11年10月
「青い羽根募金の取り扱いに関する規則」改正、及び「青い羽根募金の取り扱いに関する規則実施細目」制定

平成11年7月
7月20日の「海の日」を中心とする7月～8月の2か月を「青い羽根募金強化月間」として運輸省、海上保安庁、水産庁の後援を得て募金活動を実施

ボランティアスピリットの継承のために
水難救済思想の普及活動レポート



「親子で楽しむチャレンジスポーツ“夏”」に参加した親子を対象として新潟県水難救済会が「海の安全教室」を開催

海の安全教室

平成13年度から平成28年度まで、全国の小中学校等で児童・生徒を対象に、「若者の水難救済ボランティア教室」を開催し、講師の海上保安官やライフセーバーの皆さんから海での事故を防ぐための知識のほか、万一、自分や友達等が海で遭難した時に助かる術と安全に助ける術を実地に手ほどきを受けていました。

平成29年度から名称を「海の安全教室」に変更し、対象を子供たちだけでなく、教師や保護者をはじめ、地元一般市民にまで拡大するとともに、指導内容も見直したうえで、全国各地で展開しています。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、可能な範囲で実施することとしております。

今回の活動レポートは、昨年度に実施されたものを紹介いたします。



大分県水難救済会

海浜清掃参加者を対象に「海の安全教室」を実施

令和元年8月18日、大分県別府市所在の餅ヶ浜海岸において、「べっぴの海岸みまもり隊」主催の海浜清掃に合わせて、海浜清掃に参加した40名を対象として、大分海上保安部職員3名が講師となり「海の安全教室」を開催しました。

教室では、「海の安全・環境教室」と題して、夏のマリレジャーにおけるの注意事項や救命胴衣の着用方法、事故防止及び救助法について学びました。



救命胴衣の取扱いについて説明を受ける参加者

新潟県水難救済会

慌てずに顔だけを水面に出す「浮いて待て」を体験

令和元年8月4日、新潟県胎内市所在の「胎内B&G海洋センター」において、胎内市教育委員会主催の「親子で楽しむチャレンジスポーツ“夏”」に参加した親子80名を対象として、シーバードにいがたPort救難所の所員6名が講師となり「海の安全教室」を開催しました。

教室では、「海難事故防止」「浮いて待て」「ライフジャケット」を内容とし、救助員が子供たちに慌てずに顔だけを水面に出すことを指導し、「浮いて待て」を多くの子供たちに体験してもらい、また、水辺では、ライフジャケットを着用してもらい、安全に遊べることを体験しました。

今回は、親子で参加ということで、「浮いて待て」講習では「溺れなくなるようにするんだからガンバレ！」など真剣に声を掛ける保護者の姿が見られました。

なお、親子は、水上オートバイの体験乗船やトーイングチューブも体験し、終始、笑顔で事故もなく、無事、教室が終わりました。



海難事故防止について講習を受ける参加者



「浮いて待て」の体験

広島県水難救済会

「浮いて待て」と「着衣泳」を体験

令和元年7月12日、海楽園ハーバーレスキューステーション救難所は、広島市立五日市観音小学校のプールにおいて、一般社団法人水難学会から指導員2名を講師として招き、同校児童247名（午前、5年生113名、午後、6年生134名）と教師10名が参加して、「海の安全教室」を開催しました。

児童たちは、人間の体と浮力の関係を学習するとともに、溺れそうになった時の「浮いて待て」という自己救命法を体験し、初めて参加する児童も、浮き方のコツをつかんだり、ペットボトル等の浮き具を利用して全員の児童が上手に背浮きができるようになりました。

講義では、「子供だけで水辺に遊びに行かないこと」「水辺でのライフジャケット着用など水難事故は防止できること」「小型船舶乗船時の救命胴衣は着用義務になったこと」などが伝えられ、楽しく安全に水辺で遊ぶための方法を学習しました。



「浮いて待て」の体験



富山県水難救済会

海難事故防止と心肺蘇生法を受講

令和元年7月8日、富山県立和合中学校において2年生の生徒105名が参加して、「海の安全教室」を開催しました。

教室では伏木海上保安部及び富山北消防署の職員が講師となり、海上保安部職員による「海難事故防止のために」と消防署員による心肺蘇生法やAEDの講義が行われ、海について正しい知識のもと、適切に行動することの大切さを考える機会となり、意義のある教室となりました。



消防署職員から心肺蘇生法について説明を受ける生徒



海上保安部職員から海難事故防止の説明を受ける生徒



心肺蘇生法の体験

兵庫県水難救済会

溺者を救助するための非常投浮を体験

令和元年11月23日、兵庫県南あわじ市沼島において、沼島救難所から所員5名及び神戸海上保安部職員15名が講師等になり、小学生11名と保護者9名の計20名が参加して、「海の安全教室」を開催しました。

教室では、紙芝居等による海浜事故の発生状況と事故防止についての講義及び非常投浮を利用した溺者救助など海浜事故防止と救助法について学び、その後、海上保安庁の船の見学など充実した内容の教室となりました。



紙芝居等による海難事故防止の講義



溺者救助のための非常投浮の体験



神戸海上保安部灯台見回り船「こうらん」船内見学の後皆様と記念撮影をしました

海難救助訓練ほか

令和元年度は、全国の水難救済会において延べ210の救難所・支所から3,543名の救難所員が参加して実地訓練などが行われました。



大分県水難救済会真玉救難所、豊後高田救難所と海上保安部等関係機関との災害発生時の物資(医薬品)輸送訓練の様

■石川県西部水難救済会

関係団体の連携強化、地域の海難救助体制の向上を図ることを目的とした合同訓練を実施

令和元年6月29日、石川県羽咋市滝町滝港地先において、金沢海上保安部、羽咋郡広域圏事務組合消防本部、石川県小型安全協会羽咋支部、羽咋滝港マリナー救難所が参加し、海難事故発生時の初動連絡体制の確認及び救助に必要な知識・技能の習得並びに関係団体及び関係機関の連携強化を図り、地域の救助体制を向上させることを目的とした海難救助訓練を実施しました。

年に1度の訓練実施にあたり、事前に周知の準備を行い、万一の事故の際に迅速な対応と関係者相互の連絡、協力体制の確立を図るうえで大変有意義であり、関係者の事故防止意識についても年々高まり訓練の目的も十分に達成できました。



合同訓練前の訓練参加機関による打合せ



信号紅炎取扱い訓練

■大分県水難救済会

新型コロナウイルス感染症対策を講じて、 海難や災害発生時における救助能力の向上及び 各機関との連携を目的に合同救助訓練を実施

令和2年6月19日、大分県豊後高田市臼野港において、大分海上保安部、豊後高田市消防本部、NPOレスキューサポート九州、大分県レスキューバイク隊、地元消防団のほか豊後高田市の真玉救難所、豊後高田救難所の救難所員22名と救助船が参加し、海難、災害発生時における救助能力の向上及び各機関との連携を目的とした合同救助訓練を実施しました。

合同訓練は、「小型釣り船とウィンドサーフィンが衝突し、2名が海中転落、1名は心肺停止、もう1名は負傷している」との想定で転落者の捜索救助と応急手当、小型船の曳航、物資（医薬品）輸送訓練等が行われ、訓練終了後には麻生栄作大分県水難救済会会長などの講評がなされた。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、訓練前には検温など健康チェック、消毒の実施、参加者整列時には「3密」の回避を図るなど対策を講じました。



海中転落者の救助引継ぎ訓練



訓練では、参加者が「3密」を避けて整列

■特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会

東部地区の救難所が合同で「令和元年度東部地区水難救助訓練」を実施

令和2年1月7日、神奈川県三浦市三崎港において、三浦救難所所属船「愛丸」と横須賀海上保安部巡視艇「はかせ」が訓練海域の警戒を行う中、神奈川県東部地区の11救難所（柴、横須賀、走水、大津、鴨居、観音崎、久里浜、北下浦、南下浦、三浦、長井、大楠）の救難所員総勢286名と主催者の牧島 功神奈川県水難救済会会長、来賓として本会加賀谷常務理事のほか関係団体の長が参加し、救難所員の水難救助訓練を実施しました。

訓練は、救命索発射銃操作訓練、放水訓練、海上転落者救助訓練及び心肺蘇生法訓練で、救命索発射銃操作訓練や放水訓練ではこれまで訓練の実施機会も少ないため、救難所員は真剣に取り組んでいました。

また、海上転落者の救助訓練や心肺蘇生法訓練では、2人乗りボートが転覆したとの想定のもと、被救助者の捜索救助後、横須賀市南消防署員の機敏な動作や適切な助言を受けながら心肺蘇生法を行うとともに、その後、海上では第三管区海上保安本部羽田航空基地所属ヘリコプター「いぬわし」による吊上げ救助訓練が行われました。



救命索発射銃の操作訓練



放水訓練

海上転落者救助訓練



心肺蘇生法訓練

■福島県水難救済会

水難救済会の活性化と海難救助の知識・技能の向上等 及び官民救助機関の連携を図るために海難救助訓練を実施

令和元年11月12日、福島県いわき市勿来漁港において、海難救助の知識・技能の向上を図るとともに官民救助機関の連携を図ることを目的として、福島海上保安部、福島県漁業協同組合連合会、ライフガードレディース及び勿来救難所と小名浜救難所による海難救助訓練を実施しました。

訓練には、勿来救難所から15名、小名浜救難所から8名とライフガードレディース7名のほか福島海上保安部、漁業協同組合などの職員が参加し、火工品（信号紅炎）の取扱訓練、AEDを使用した心肺蘇生法及び漂流者救助訓練並びにライフジャケット装着方法の講習を行い、海難事故の際に必要な知識を習得しました。



訓練にあたり説明を受ける参加者



信号紅炎点火訓練



心肺蘇生法訓練



漂流者救助訓練



■山形県水難救済会

令和2年の「出初式」に合わせ 救難所の実地訓練を実施

令和2年2月29日、山形県酒田市飛島勝浦漁港において、飛島救難所員20名が参加し、出初式にあわせて実地訓練を実施しました。

訓練は、基本動作訓練、救命索発射訓練のほかダミー人形を使用した心肺蘇生法の訓練を実施しました。



整列する救難所員



心肺蘇生法の訓練

救命索発射訓練

■静岡地区水難救済会

海上保安部、消防署、救難所の混成チームによる海中行方不明者捜索救助訓練を実施

令和2年1月29日、静岡県沼津市静浦漁港において、清水海上保安部巡視船「おきつ」潜水士、駿東伊豆消防本部水難救助隊の計約35名と静岡広域DRS救難所の救難所員8名が参加し、潜水士と救助員の連携を強化することを目的として、海中の行方不明者の捜索及び岸壁での引き上げ訓練を実施しました。

通常は各団体毎に捜索活動を行っているところ、今回は3団体混成チームでジャックステイ捜索を行い、海中に沈んだダミー人形を水面まで引き上げ岸壁まで曳行後、消防署員が吊り上げ救急車に収容しました。

索信号の説明を事前に陸上で受けていましたが、海中では索信号の違いに戸惑うこともありました。各団体がお互いの捜索方法を体験でき、今後、海上保安部、消防署と連携した捜索活動を行うための有意義な訓練となりました。



ジャックステイ捜索訓練の様子

注) ジャックステイ捜索とは、環状捜索と平行捜索を組み合わせた方法で、訓練ではブイを2か所に置いて、その間をロープを伝いながら溺れた人を探す方法で、比較的広範囲の水中検索ができる。



水中で使用する索信号の説明



訓練参加者による記念撮影

■熊本県水難救済会

救助知識・技術を錬磨する等のため規律訓練、曳航訓練等の実地訓練を実施

令和2年2月9日、熊本県天草市五和町二江漁港内において、五和救難所の所員21名が参加して、船舶火災及び水難救助に対する任務を正しく認識するとともに、救助知識・技術を錬磨し、救難所の円滑な運営を図ることを目的とした実地訓練を実施しました。

訓練では、中央消防署五和分署職員に指導を受けながら、基本動作及び点検や規律訓練の後、「漁船が帰港中エンジントラブルをおこし、自力航行できず、救助を求めているため、ロープにて曳航する」との想定で、操縦不能となった船舶の曳航訓練及び救命索発射銃中の点検・取扱い訓練に取り組みました。

救難所員の機敏な活動により非常に有意義な訓練となりました。



操縦不能となった船舶の曳航訓練



訓練にあたり整列する五和救難所の救難所員



救命索発射銃の取扱い訓練

■鳥取県水難救済会

「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」に基づく出動を想定した災害応急輸送訓練を実施

令和元年7月29日に鳥取県と鳥取県水難救済会の間で締結した「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」に基づき、令和2年6月26日、鳥取県鳥取市夏泊漁港及び同沖合において、鳥取海上保安部、鳥取市救難所、湯梨浜町救難所が参加し、災害応急輸送訓練を実施しました。

訓練は、「夏泊地区で土砂災害により孤立集落が発生、鳥取県が海上保安部に救援物資の海上輸送を要請したが被災地最寄りの夏泊漁港には巡視船艇が入港できないため、県から水難救済会に出動要請があった」との想定のもと、海上にて巡視艇から救難所所属の救助船に物資を積み替えて輸送するという内容で訓練を実施しました。

訓練では、巡視船艇への接近時の留意点などが確認され、有意義な訓練となりました。



「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」締結式の様子



鳥取海上保安部巡視艇「とりかぜ」から物資を受け取る救助船「第二神保丸」(写真左)と「青斗丸」(写真右)



災害応急輸送訓練に参加した鳥取県水難救済会鳥取市救難所、湯梨浜町救難所の救難所員ほか関係機関のみなさん

水難救助等活動報告



令和2年1月から6月末までの間に報告のあった、主な水難救助活動の事例を報告します。

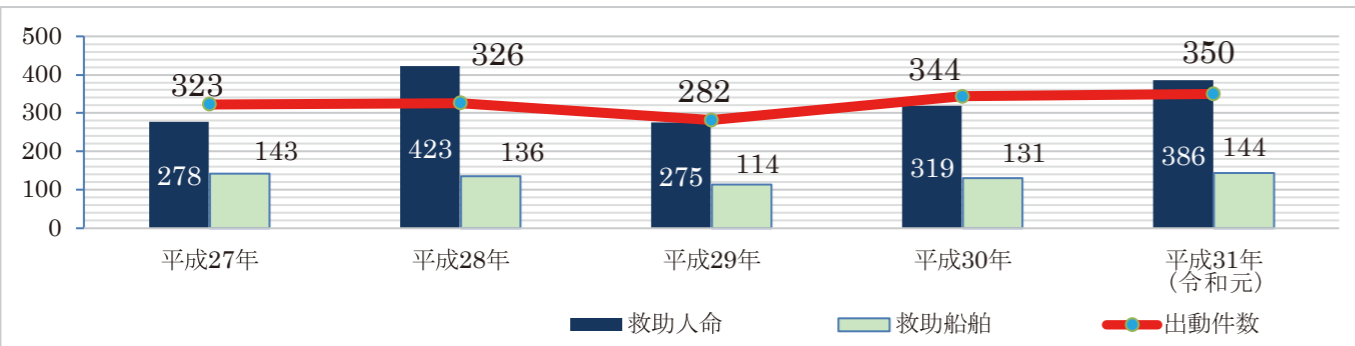
沖縄県糸満漁港出口のリーフに座礁した漁船

明治22年11月に日本水難救済会設立以来、令和元年12月末までの救助人員は197,572名、救助船舶は40,409隻となっています。

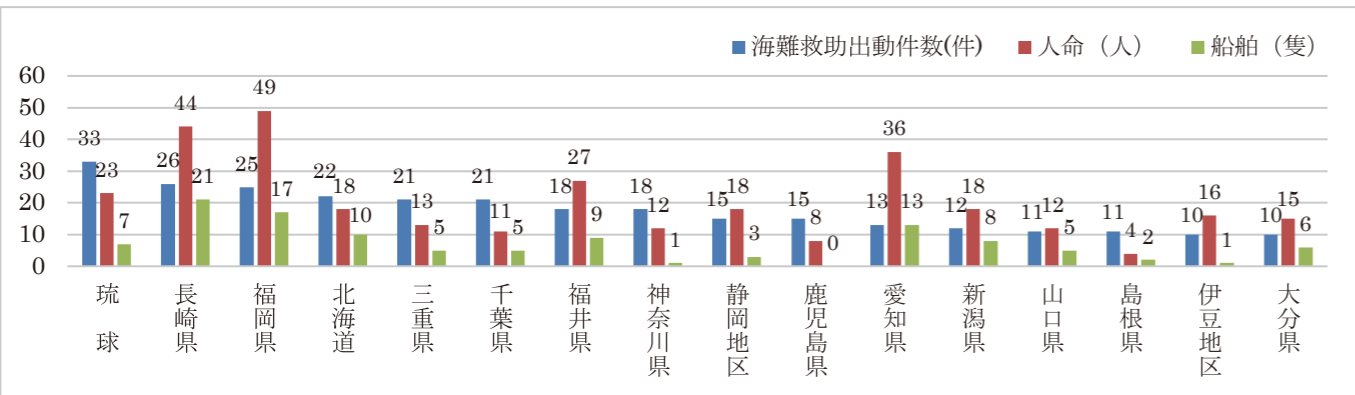
また、地方水難救済会からの報告によれば、本年1月から6月末までの間、104件の事案に出勤し、救助人員は98名、救助船舶は35隻となっています。



■全国の救難所に所属する救難所員の出勤件数及び救助人命、救助船舶件数の推移



■平成31年（令和元年）における出勤・救助件数が比較的多い地方水難救済会の状況



① 座礁した漁船を救助船と僚船が協力し曳航救助

公益社団法人 琉球水難救済会
糸満救難所、美々ビーチ救難所

令和2年3月18日午前9時30分頃、那覇海上保安部から、「糸満漁港を出港した宮崎県船籍の漁船（総トン数12トン、1名乗船）が糸満漁港出口のリーフに座礁した」との救助出勤要請を受け、糸満救難所から救助員3名乗組みの救助船「ASUKA」（1.2トン）が出動、また、美々ビーチ救難所から救助員1名が乗船した水上バイク（0.2トン）が出動し、離礁準備作業を行った。

午前10時20分、座礁した同船から直接要請を受けた僚船と一致協力し、離礁に成功。午前11時頃、座礁船は僚船の曳航により糸満港に入港し、救助を完了した。



僚船の後進による曳出し離礁中の様子



② 転覆した漁船と乗員を救助

公益社団法人 北海道海難防止・水難救済センター
余市救難所

令和元年11月22日午後3時30分頃、救助員から「余市漁港から約10海里付近の余市シリバ岬付近海上にて漁船（0.3トン、1名乗船）が転覆している」との連絡を受け、余市救難所所属の救助船「第二十七勝寿丸」（3.6トン）と付近海域にて操業中の救助船「第三十八弘洋丸」（4.9トン）、「第十八北星丸」（1.0トン）、「第五十八金洋丸」（0.9トン）の4隻が直ちに現場向け出動した。

現場では転覆した漁船の船長が船底に掛かり、救助を求めていたことから、同人を「第五十八金洋丸」船内に収容し、転覆した漁船の曳航を開始した。

午後5時頃、余市港に入港し、要救助者を救急隊員に引き継いだ。転覆船は救助員により起こされた後、陸上からクレーンを使用し引き揚げ、救助を完了した。



要救助者を船内に収容し、転覆船を曳航して入港した救助船「第五十八金洋丸」（写真左側）



クレーンを使用して陸揚げされる転覆船

3 海中転落者を救助船に引き揚げ救助

島根県水難救済会 出雲救難所

令和元年11月25日午後2時43分、出雲市消防本部から「出雲市大社町日御碕追石西の鼻付近で男性が海に転落した可能性がある」との救助要請を受け、出雲救難所所属の救助船「第2まくじま丸」(3.6トン)に救助員1名と消防隊員3名が乗船し、大社漁港より直ちに出港するとともに、救助員6名が陸上からの海上監視及び他の救助船の出港準備にあたった。午後2時57分、「第2まくじま丸」は現場海域に到着し、海中転落者を確認し、船を接近させて、救助員と消防隊員が一致協力し、同人を船内に引き揚げ救助。午後3時12分、大社漁港に入港し、要救助者をドクターカーに引き継ぎ、救助を完了した。



海中転落者を救助する救助船「第2まくじま丸」

4 機関故障船を曳航救助

福島県水難救済会 四倉救難所

令和元年12月15日午前10時50分頃、福島海上保安部より「漁船(4.92トン3名乗船)が四倉沖でエンジントラブルにより航行不能になっている」との救助要請を受け、四倉救難所は現場付近を航行中の僚船に連絡。近くにいた四倉救難所救助員2名が乗船する救助船「第八古峯丸」(4.4トン)が直ちに現場に急行。

午後0時頃、現場に到着、機関故障船と会合し、ロープを渡し、曳航を開始、午後0時30分四倉港に入港、午後0時40分同船を着岸させ救助を完了した。



機関故障船を曳航する救助船「第八古峯丸」

(写真提供：福島海上保安部)

5 転覆したミニボートに掴まる要救助者を救助

三重県水難救済会 伊勢湾北中部地区海難救助連絡協議会救難所 四日市支所



転覆したミニボート

令和元年12月14日午前10時10分頃、四日市海上保安部から四日市支所長に、「四日市市所在の磯津漁港沖でミニボートが転覆し1名が投げ出された」との救助要請があり、支所長は直ちに付近航行中の同支所救助員1名が乗船する救助船「第二進祐丸」(4.2トン)に連絡。午前10時24分頃、救助船がミニボートに掴まっていた要救助者を発見し、要救助者とミニボートを「第二進祐丸」に引き揚げ、磯津漁港まで搬送し、乗組員を救急隊員に引き継ぎ、救助を完了した。

6 水没したトラックの屋根に避難した運転手を救助

新潟県水難救済会 山北救難所

令和元年12月19日午前10時30分頃、新潟県村上市所在の中浜漁港斜路にて海水を汲みに来たトラックが運転を誤り海中に転落し、午前10時40分頃、同場所で作業をしていた関係者が山北救難所に救助要請があり、この救助要請を受けた山北救難所は、直ちに救助員3名を現場の中浜漁港に急行させ、午前11時10分、現場に到着。救助員は水没したトラックの水面上の屋根に這い上がり救助を求めている運転手1名を確認し、直ちに近くにいた協力者に船での出動を依頼し、同協力者の「喜福丸」(1.09トン)に乗船し、同トラックに接近、運転手を船内に収容、午前11時40分頃、要救助者を警察に引き継ぎ、救助を完了した。



協力船「喜福丸」から水没したトラックの屋根に這い上がっている運転手を救助に向かう救助員

7 機関故障により航行不能となったプレジャーボートを救助

能登水難救済会 珠洲救難所



機関故障のプレジャーボートを曳航する救助船「海宝」と後方で監視警戒にあたる救助船「ひかり」(写真提供：能登海上保安署)

令和2年6月17日午前8時21分、機関故障のプレジャーボート(36歳男性1名乗組み)から118番通報を受け、能登海上保安署は、直ちに珠洲救難所へ救助要請を行った。これを受けた珠洲救難所は、直ちに所属の救助船「ひかり」(5トン未満)及び「海宝」(5トン未満)に救難所長ほか救助員3名が分乗して出動し、現場海域へ直行。午前8時55分、機関故障のプレジャーボートと会合、救助船「海宝」がプレジャーボートを曳航、救助船「ひかり」が後方から監視警戒しつつ、午前9時20分最寄りの飯田港に入港し救助を完了した。

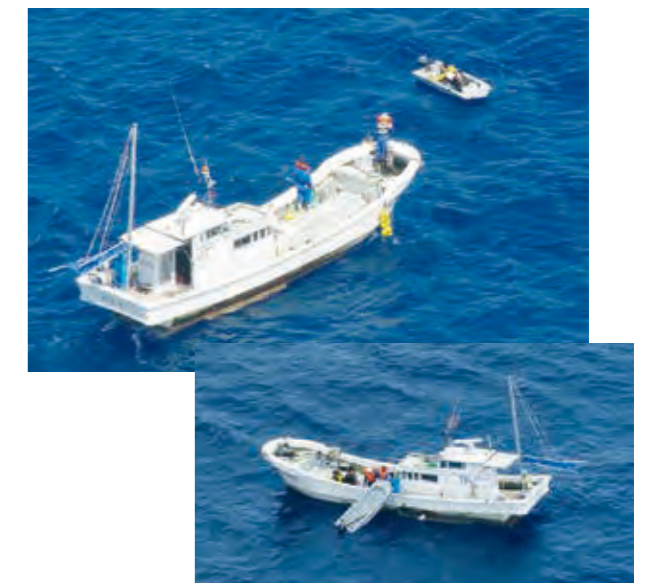
8 ミニボートと乗員を救助船に収容救助

公益社団法人 琉球水難救済会 国頭救難所

令和2年6月6日午前9時10分、国頭地区行政事務組合消防本部及び中城海上保安部から「国頭村安田海岸にて3名乗船のミニボートが転覆し、1名が沖に流された」との救助要請があり、この要請を受けた国頭救難所は、救助員3名、消防隊員1名が直ちに救助船「流星丸(4.6トン)」「祥慶丸(4.4トン)」の2隻にて出動した。

午前9時43分、安田ヶ島の北海域で2名乗船のミニボートを発見した救助員及び消防隊員は救助船「流星丸」船内に要救助者2名とミニボートを収容した。

なお、転覆の際、沖に流された要救助者1名は自力で安田ヶ島に泳いで上陸し、第十一管区海上保安部那覇航空基地所属のヘリコプターに救助された。



ミニボートと乗組員を収容救助する救助船(写真提供：第十一管区海上保安本部那覇航空基地)

洋上救急活動報告



洋上救急事案の発生した大型旅客船にヘリコプターから潜水士が降下(写真提供:海上保安庁)

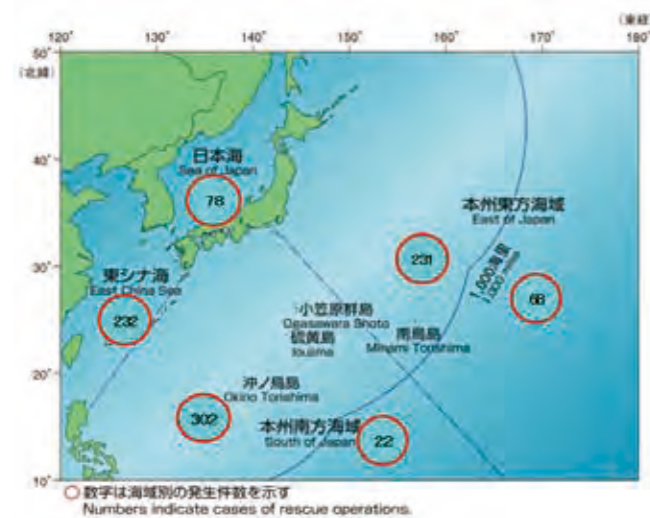
洋上救急事業

洋上救急は、我が国周辺海域又は遥か洋上の船舶内で傷病者が発生し、緊急に医師の加療を必要とする場合、海上保安庁の巡視船・航空機又は自衛隊機で医師・看護師等を現場に派遣し、傷病者の応急治療を行いつつ、最寄りの病院に緊急搬送するシステムであり、これまでに全国健康保険協会や日本財団、日本海事センター、海事関係団体からの資金援助と医療機関、医師・看護師、海上保安庁や自衛隊の全面的な支援を受けています。

昭和60年10月の事業開始以来、令和2年6月30日までに933件の事案に対応しており、傷病者966名に対し、医師・看護師1,771名が出動し、診療や治療を行っています。

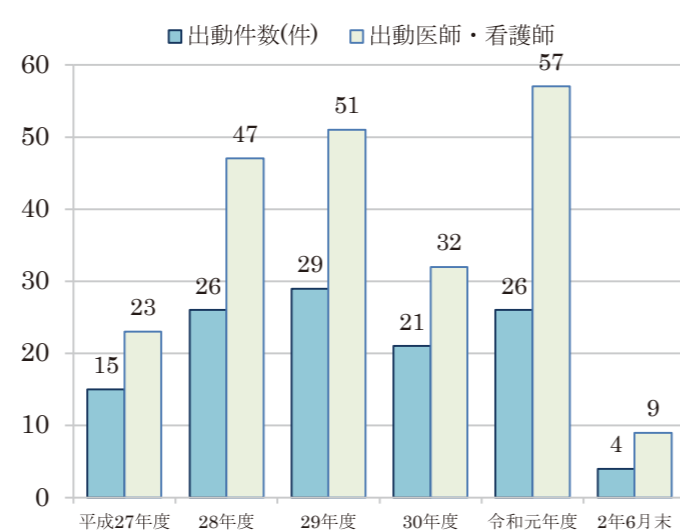


洋上救急事案の発生海域図



(令和2年6月末)

過去5か年の出動件数等



最近の主な洋上救急活動事例

海上保安庁ヘリコプターで大型旅客船で体調不良の傷病者を病院ヘリポートへ搬送

令和元年11月24日 06:31発生

令和元年11月24日、午前6時31分頃、航行中の大型旅客船(総トン数約16,000トン)から「数週間前に病院を退院した乗客が体調不良を訴えている」とのことで第四管区海上保安本部運用司令センターに洋上救急の要請があった。

これを受け、第四管区海上保安本部は午前7時25分、鳥羽海上保安部所属の巡視艇しまなみを出動させるとともに、午前7時52分、中部空港海上保安航空基地所属のヘリコプターMH964に同基地所属巡視艇いせゆき潜水士2名が同乗し、中部空港を出発した。

午前8時5分、巡視艇しまなみは大型旅客船に会合後、付近海域で警戒監視を行った。一方、中部空港を出発したヘリコプターMH964は、同8時6分、名古屋掖済会病院のヘリポートに到着、同8時7分、医師1名及び看護師1名が同乗し、現場向け出発した。



旅客船から傷病者をヘリコプターに吊上げ

午前8時25分、ヘリコプターMH964は大型旅客船に会合、8時56分、同乗の巡視艇いせゆき潜水士2名が旅客船に降下し、9時7分傷病者をヘリコプター内に収容、9時10分頃、現場を出発し、医師による治療を施しつつ、9時28分、名古屋掖済会病院ヘリポートに到着し、傷病者を病院に引き渡した。

【発生位置】 伊良湖岬灯台から真方位99度約39海里付近海域
 【傷病者】 男性33歳(日本国籍 乗客)
 【出動医療機関】 名古屋掖済会病院(医師1名、看護師1名)
 【出動勢力】 第四管区海上保安本部 中部空港海上保安航空基地ヘリコプターMH964、いせゆき潜水士2名 鳥羽保安部しまなみ



名古屋掖済会病院に傷病者を搬送・引継ぎ

海上保安庁ヘリコプターと航空機の連携により漁船内で倒れた傷病者を搬送

令和元年12月8日 09:58発生

令和元年12月8日午前9時58分頃、航行中の漁船から「船員が嘔吐して倒れている。医療助言では早急な医療機関への搬送を要する」とのことで洋上救急の要請が第三管海上保安本部運用司令センターにあった。

翌9日午後1時37分、第三管区海上保安本部羽田航空基地所属ヘリコプターMH692に特殊救難隊隊員3名と日本医科大学付属病院の医師2名が同乗し、羽田航空基地を出発、八丈島で給油の後、午後6時、該船と会合、6時23分、傷病者を機内に収容し、6時29分、現場を出発し、午後7時40分、八丈島で羽田航空基地所属航空機LAJ500に傷病者を移乗させ、同機により同日午後8時30分羽田航空基地に到着、午後8時35分、東京消防庁羽田救急隊に引き継ぎ、日本医科大学付属病院に搬送した。

【発生位置】 八丈島から真方位276度約455海里付近海域
 【傷病者】 男性26歳(インドネシア国籍 コック長)
 【出動医療機関】 日本医科大学付属病院(医師2名)
 【出動勢力】 第三管区海上保安本部 羽田航空基地ヘリコプターMH692、航空機LAJ500 特殊救難隊3名



洋上救急の要請のあった漁船

海上保安庁ヘリコプター搭載型巡視船と海上自衛隊救難飛行艇US-2の連携により漁船内で負傷した傷病者を搬送

令和元年12月27日 23:00発生

令和元年12月27日午後11時頃、操業中の漁船から「機関員が延縄漁具及び揚網ローラーに右腕を巻き込まれて負傷したため、医療指示を受けたところ、早急に病院への搬送が必要である。」とのことで洋上救急の要請が第三管区海上保安本部運用司令センターにあった。

これを受け、第三管区海上保安本部は、翌12月28日午前0時38分、海上自衛隊航空集団司令部に対し、派遣要請するも、現場の気象海象が悪く、海上自衛隊救難飛行艇US-2による救助が困難なことから、ヘリコプター搭載型巡視船おおすみに特殊救難隊3名を乗船させ、現場向け急行させた。

一方、東海大学医学部付属病院の医師2名と看護師1名が同乗した海上自衛隊救難飛行艇US-2が31日午前1時34分厚木基地を出発。同日午前5時30分、南鳥島

に到着、待機。

31日午前7時36分、巡視船おおすみから出発したヘリコプターMH912は、午前7時44分、当該漁船から負傷者を吊り上げ、巡視船おおすみを經由して、午前7時53分南鳥島に傷病者を搬送、医師等とともに待機していた海上自衛隊救難飛行艇US-2に傷病者を移乗し、午前8時39分南鳥島を出発。午後1時45分厚木基地着、東海大学医学部付属病院に傷病者を搬送した。

【発生位置】 南鳥島南東約560海里付近海域
 【傷病者】 男性40歳（インドネシア国籍）機関員
 【出動医療機関】 東海大学医学部付属病院（医師2名、看護師1名）
 鹿児島海上保安部 巡視船おおすみ
 【出動勢力】 ヘリコプターMH912
 特殊救難隊3名
 海上自衛隊厚木基地 救難飛行艇US-2



巡視船おおすみ搭載のヘリコプターから患者を搬送



南鳥島で傷病者を診察する医師等

海上保安庁航空機と海上自衛隊救難飛行艇US-2が連携し、下腹部に痛みを生じている漁業実習船乗組員を搬送

令和2年1月14日 10:49発生

令和2年1月14日午前10時49分頃、水産高等学校から「宮城県金華山灯台から真方位116度960海里付近海上で漁業実習船乗組員が下腹部の右下に強い痛みと嘔吐を繰り返している。医療助言の結果、患者を早急に医療機関へ搬送する必要がある。」とのことで、洋上救急の要請が八戸海上保安部にあった。

これを受け、第二管区海上保安本部運用司令センターは、午前11時30分、巡視船くりこまに対し救助出動を指示するとともに、午後5時、海上自衛隊に対し派遣要請を実施。

1月14日午前11時49分、東海大学医学部付属病院に対し医師等の派遣要請を行い、翌15日午前1時43分、東海大学医学部付属病院の医師2名と看護師1名が同乗した海上自衛隊救難飛行艇US-2が厚木基地を出発した。

同午前8時57分、南鳥島経由で該船の近くの海域に着水、9時15分、救難飛行艇US-2に傷病者を収容した後、午前9時25分現場海域を離水し、医療行為を実施

しながら、南鳥島経由で午後5時16分厚木基地着。5時29分、救急車で、東海大学医学部付属病院に搬送した。

【発生位置】 金華山灯台から真方位116度960海里付近海域
 【傷病者】 男性20歳（日本国籍）司厨員
 【出動医療機関】 東海大学医学部付属病院（医師2名、看護師1名）
 【出動勢力】 宮城海上保安部 巡視船くりこま
 海上自衛隊厚木基地 救難飛行艇US-2



漁業実習船と海上自衛隊救難飛行艇US-2 (写真提供：海上自衛隊)

建設作業用ヘリコプターから引き継いだ負傷者を海上保安庁飛行機により搬送

令和2年4月16日 07:05発生

令和2年4月16日午前7時5分頃、沖ノ鳥島護岸工事現場で甲板員が、台船の曳航作業中、曳航索とウインチに右手を挟み負傷し、翌17日10時頃、第三管区海上保安本部運用司令センターに洋上救急の要請があった。

4月17日午前10時50分、作業船の船医及び社員が同乗した作業母船搭載の作業用ヘリコプターが負傷者を硫黄島まで搬送。一方、午前11時35分、日本医科大学付属病院医師2名と特殊救難隊員2名が同乗した第三管区海上保安本部羽田航空基地所属の飛行機LAJ501が羽田基地を出発し、午後1時28分硫黄島に到着。午後2時9分、船医から負傷者を引き継ぎ、同2時24分硫黄島出発。午後4時41分、羽田航空基地着、午後4時44分、負傷者を東京消防庁救急隊に引き継いだ。

【発生位置】 沖ノ鳥島
 【傷病者】 男性36歳（日本国籍）甲板員
 【出動医療機関】 日本医科大学付属病院（医師2名）
 【出動勢力】 第三管区海上保安本部
 羽田航空基地飛行機LAJ501
 特殊救難隊員2名
 機動救難士2名



羽田航空基地飛行機LAJ501機内で傷病者の治療にあたる医師等

遠方海上で腹痛を訴えている漁船乗組員を海上自衛隊救難飛行艇US-2により搬送

令和2年5月26日 09:00発生

令和2年5月26日午前9時頃、鯖延縄漁船船長から「乗組員が、腹痛を訴え血尿もあり、小笠原診療所で受診したい。保土ヶ谷中央病院から医療助言を受けたところ、尿管結石の疑いがあり、早急に医療機関へ搬送する必要があるが、小笠原診療所では痛み止めの処方のみに対応しかできない。」とのことで、洋上救急の要請が第三管区海上保安本部運用司令センターにあった。

これを受け、第三管区海上保安本部は、26日午前10時20分、海上自衛隊航空集団司令部に対し災害派遣要請を行い、翌27日午前1時5分、東海大学医学部付属病院の医師2名及び看護師1名が同乗した海上自衛隊厚木航空基地救難飛行艇US-2が厚木基地を出発。硫黄島の南西約370海里付近現場海域に到着の後、午前5時30分、傷病者を救難飛行艇に収容し、5時48分離水、午前7時18分、硫黄島到着、午前8時15分、硫黄島出発、午前10時45分厚木基地着、同11時1分、傷病者を東海大学医学部付属病院に搬送した。

【発生位置】 南鳥島南西約300海里付近海域
 【傷病者】 男性39歳（インドネシア国籍）甲板長
 【出動医療機関】 東海大学医学部付属病院（医師2名、看護師1名）
 【出動勢力】 海上自衛隊厚木基地 救難飛行艇US-2



漁船の付近に着水して傷病者を収容する海上自衛隊救難飛行艇US-2 (写真提供：海上自衛隊)

■その他の主な洋上救急の状況

発生日時	発生位置	傷病者	状況
令和元年12月25日 (01:19)	石垣島北北東 約80海里付近海上 北緯25度40分 東経124度38分	女性 57歳 旅客船乗客 国籍 台湾 (傷病名) 喘息の悪化による 呼吸困難	令和元年12月25日午前1時19分頃、パハマ船籍の旅客船(51,309トン)から代理店を通じ「船内にて乗客1名が呼吸困難となり、現在船内にて応急処置中、救急搬送願う」とのことで、洋上救急の要請が第十一管区海上保安本部運用司令センターにあった。 同要請を受け、同日午前4時6分、沖縄県立八重山病院の医師1名と機動救難士2名が同乗し、第十一管区海上保安本部石垣航空基地所属ヘリコプターMH971が石垣航空基地を出発、午前4時35分頃、ヘリコプターMH971は当該旅客船と会合、午前5時12分、患者を吊り上げ、機内へ収容の後、午前5時54分、石垣航空基地着、傷病者を救急車へ引き継いだ。
令和2年4月6日 (13:00)	男鹿半島から274度 約64海里付近海上 北緯40度03分 東経138度15分	男性 52歳 司厨手 国籍 中国 (傷病名) 狭心症の疑い	令和2年4月6日午後1時30分頃、コンテナ船船長から「乗組員の1名が心臓の痛みを訴え、医療助言を受けたところ、早急に医療機関への搬送が必要」と函館海上保安部に洋上救急の要請があり、これを受け第九管区海上保安本部運用司令センターは、航空自衛隊秋田分屯基地秋田救難隊に派遣要請を行った。同4月6日午後4時5分、秋田救難隊の捜索救難機U-125Aが秋田基地を出発。午後4時7分、秋田赤十字病院の医師1名及び看護師1名が同乗し、救難ヘリコプターUH-60Jが秋田基地を出発。4時43分男鹿半島から286度約39海里付近海上着、傷病者を吊り上げ、5時17分機内に収容し、午後5時48分、秋田基地着、午後6時18分傷病者を消防救急隊へ引き渡した。

洋上救急慣熟訓練

洋上救急出動の要請を受け、医師や看護師は慣れない巡視船や航空機に乗り込んで遥か洋上まで出動し、厳しい自然条件の中、巡視船、航空機の動揺、振動、騒音などの悪条件のもとで救命治療を行うこととなります。

このため、洋上救急事業では全国各地で慣熟訓練を行い、多数の医師、看護師に訓練に参加していただき、航空機等に実際に搭乗して機内の状況、救命資器材の確認や、応急処置訓練を行うなど、現場の状況を事前に体験し、実際の出動に備えています。

本年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から慣熟訓練が未だ実施されていませんので、今回は、前年度の令和2年1月から3月末までに慣熟訓練が開催された宮崎地区（南九州地方支部）、釧路地区（道東地方支部）、石垣地区（沖縄地方支部）、釜石地区（東北地方支部）の4地区（医療機関8機関、医師12名、看護師13名参加）の洋上救急慣熟訓練の様相を紹介いたします。

釧路地区 道東地方支部

(R2.2.3実施)



ヘリコプター搭乗訓練の様子



巡視船乗りこま飛行甲板上でヘリコプター機内の説明

傷病者吊上げ展示訓練

宮崎地区 南九州地方支部

(R2.1.24実施)

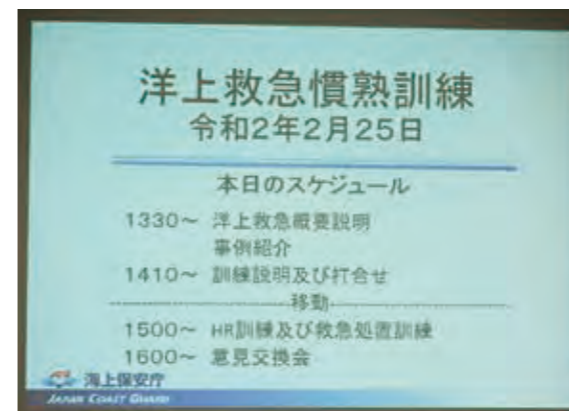


訓練検討会の様子

宮崎大学医学部附属病院において、宮崎大学医学部附属病院・宮崎県防災救急航空隊・洋上救急支援協議会南九州地区宮崎支部が参加し、「航空機に医師・看護師が同乗し、想定船である巡視艇からダミーを吊り上げ機内で医療行為をしながら、病院へ搬送する」という実働さながらの模擬洋上救急訓練を実施した。検討会では、訓練に参加した医師・看護師からドクターヘリとの違い、連絡体制や具体的資器材についての活発な意見が交され、より一層の連携強化が図られた。

石垣地区 沖縄地方支部

(R2.2.25実施)



プロジェクターによる訓練説明



ヘリコプター機内体験



訓練説明及び打合せ



傷病者吊上げ展示訓練

釜石地区 東北地方支部

(R2.3.5実施)



巡視船くりこま船内で訓練等の説明



ヘリコプター機内体験

巡視船くりこま飛行甲板上でヘリコプター機内の説明

洋上救急支援協議会の活動状況

中央洋上救急支援協議会第35回通常総会等が開催されました

令和2年7月30日、東京・平河町の新海運ビル2階ホールにおいて、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで、「中央洋上救急支援協議会第35回通常総会」が開催されました。

開催にあたり、公益社団法人日本水難救済会の相原会長挨拶及び中央洋上救急支援協議会の内海和彦会長の挨拶があり、その後議案の審議となりました。

議案の

第1号議案「令和元年度事業報告について」

第2号議案「令和元年度収支決算について」

第3号議案「令和2年度事業計画について」

第4号議案「令和2年度収支予算について」

第5号議案「役員を選任について」(新規)

が審議され、それぞれ異議なく承認されました。

なお、役員を選任については、一般財団法人船員保険会の常務理事が交替されたことによるもので、中澤政光理事の後任理事として、船員保険会の常勤監事

金子浩行氏が新たな理事として選任されました。

議案審議の後、連絡事項として

(1) 令和2年度の日本財団への助成申請について

(2) 洋上救急の年度別出動実績等について

(3) 中央洋上救急支援協議会「幹事」「顧問」の交代について

(4) 洋上救急功労者の表彰実績等について

の報告がなされ、その後、海上保安庁の星 澄男海上保安監から挨拶をいただき、その後閉会となりました。

また、通常総会終了後には洋上救急功労者の表彰式が行われ、公益社団法人日本水難救済会相原会長から洋上救急に功績のあった東海大学医学部附属病院と日本医科大学附属病院の医師1名に対し表彰状等が贈呈されました。

なお、例年、総会終了後に開催していましたが「意見交換会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本年度は取り止めといたしました。



相原 力(公社)日本水難救済会会長挨拶(左は、中央洋上救急支援協議会会長 内海和彦氏)



中央洋上救急支援協議会第35回通常総会の様子



中央洋上救急支援協議会の顧問紹介



新任幹事の紹介



挨拶をされる中央洋上救急支援協議会会長 内海和彦氏



総会終了時に海上保安監 星 澄男氏からご挨拶をいただきました。

— 洋上救急功労で日本水難救済会の会長表彰を受章された方々を紹介しませう —

<団体表彰：銀色名誉有功表彰>

(受章者) 東海大学医学部附属病院

(平成27年10月より出動回数18回)



贈呈された金色有功盾及び銀色名誉有功盾



東海大学医学部附属病院 院長 渡辺雅彦氏に表彰状等が贈呈されました。

<個人表彰：金色有功表彰>

(受章者) 日本医科大学附属病院
東海大学医学部附属病院

医師 萩原 純氏

医師 辻 友篤氏

// 医師 上畠 篤氏

// 医師 伊瀬洋史氏

// 医師 武田道寛氏

(以上、出動回数3回以上の方々)



日本医科大学附属病院医師 萩原 純氏に表彰状等が贈呈されました。



(参考)

個人表彰を受章された東海大学医学部附属病院医師4名の方々は、業務の都合により表彰式に参加されませんでした。



レスキュー41～地方水難救済会の現状 (シリーズ⑫)

水難救済を通じて社会的要請に的確に応えていくための取り組みとして水難救済への思いを同じくする仲間において情報を交換し、意識の高揚を図るために平成27年(2015年)1月から「レスキュー41～地方水難救済会の現状」として地方組織について紹介を開始しております。これまでに22か所の地方水難救済会を紹介してきました。今回は、鳥取県水難救済会及び富山県水難救済会を紹介いたします。

鳥取県水難救済会

1 設立年月日

平成12年6月22日

2 所在地

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-271
鳥取県危機管理局消防防災課内

☎ 0857-26-7063

◎交通案内

・公共交通機関
JR山陰本線・JR因美線 鳥取駅下車 バス約10分



鳥取県水難救済会の事務局が入居する鳥取県庁

3 役職員の数

会長 西村 博文(株式会社マリーナ大栄 代表取締役)
副会長 景山 一夫(鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長)
副会長 野嶋 功(特定非営利活動法人皆生ライフセービングクラブ理事長)
その他役員 7名(理事5名、監事2名)



西村博文会長



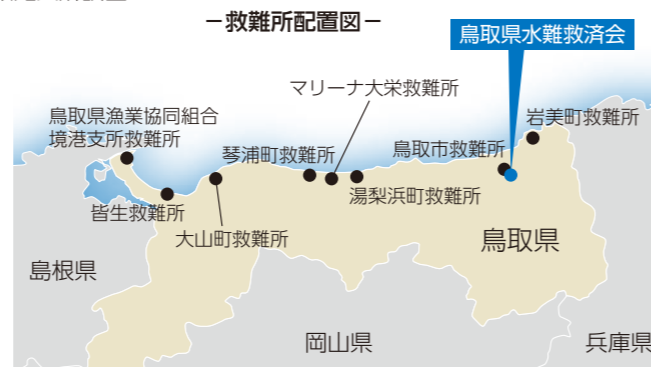
中核的な救難所である鳥取県漁業協同組合境港支所救難所がある境漁港

4 沿革・歴史等

昭和 8年 2月20日	網代救難所設置
昭和10年 7月 1日	帝国水難救済会支部規則改正に伴い委員部制を改め鳥取県支部を設置
11月16日	赤碓救難所設置
平成11年 2月 5日	境港市漁業協同組合救難所設置
3月 2日	マリーナ大栄救難所設置
平成12年 3月17日	鳥取県水難救済会(仮称)設立準備会を開催
6月22日	鳥取県水難救済会(仮称)設立総会を開催、鳥取県水難救済会を設立
平成13年 3月30日	岩美町救難所設置、同救難所に網代港支所、田後支所、浦富支所及び東支所設置
平成14年 5月15日	赤碓町救難所設置、同救難所赤碓港支所設置
8月26日	鳥取市救難所設置、同救難所に鳥取港救難支所と鳥取港マリクラブ連合会支所設置
平成15年 7月 1日	境港市漁業協同組合が鳥取県漁業協同組合境港支所に改称されたことに伴い、境港市漁業協同組合救難所の名称を鳥取県漁業協同組合境港支所救難所に改称
平成17年 6月26日	鳥取港マリクラブ連合会支所廃止
平成19年 3月30日	鳥取市救難所に鳥取県釣船業協同組合救難支所設置
平成20年 6月 1日	湯梨浜町救難所設置
平成24年 6月 1日	御来屋救難所設置
平成29年 5月30日	皆生救難所設置
平成30年 2月 1日	鳥取県漁業協同組合境港支所救難所に境港三米マリ救難支所設置
令和 元年 5月22日	御来屋救難所を大山救難所に改称

5 救難所・支所の数 (令和2年7月1日現在)

救難所：8か所 支所：8か所
救難所員数：957名



6 地域の特性等

鳥取県は、中国地方の北東部に位置し、東西約120キロメートル、南北約20～50キロメートルと、東西にやや細長い県です。

北は日本海に面し、「山陰海岸ジオパーク」の一角をなす鳥取砂丘、浦富海岸をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっています。

また、国内有数の漁獲高を誇る境港には、松葉ガニ、マグロ、サバなど数々の新鮮な海の幸が水揚げされています。

沿岸では漁業のほか、釣りや海水浴などマリレジャーも盛んに行われ、数多くの人や船が利用していることから、県内8か所の救難所が海上保安部署等と連携を図りつつ、救助活動に当たっています。



中国地方の最高峰「大山」(写真左)、砂が織りなす芸術「鳥取砂丘」(写真右上)、海の幸「松葉ガニ」(写真右下) (写真提供：鳥取県)

7 主な保有資器材

救命胴衣195着、携帯用無線電話23台、双眼鏡15個、救命浮輪9個、レスキューボード16台等

8 保有救助船

水上バイク4艇(皆生救難所)ほか各救難所の所員が保有する救助船(漁船)多数



9 活動状況

(1)救助実績(令和元年度)

救助出動回数 4回
出動所員数 23名 出動船舶数 14隻
救助人数 5名 救助船舶数 3隻



水上バイクによる水難救助訓練

(2)海難救助訓練等の実施状況(令和2年度)

①水難事故合同連携訓練

皆生海岸での水難事故を想定して、海上保安部、警察、消防等の関係機関と合同で訓練を実施

②鳥取県水難救済会災害応急輸送訓練

昨年、県との間で災害時の物資輸送に関する協定を締結したことを受け、今年度から海上保安部署の巡視船艇との間で当該協定に基づく出動を想定した輸送訓練を県内2か所で実施



10 主に力を入れている事業

(1)水難救助事業

海上保安部署からの出動要請などにより、遭難した人や船の救助活動に当たっています。

(2)海難救助訓練

関係機関と連携した訓練の実施により、救助体制の強化を図っています。

海水浴場での事故を想定した訓練のほか、今年度から海上保安部署の巡視船艇との間で災害応急輸送訓練を開始しました。

(3)海の安全教室

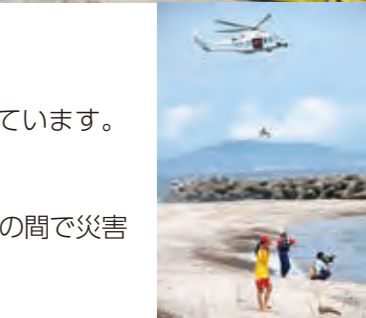
マリレジャーのシーズン前に児童など一般の方に向けて、事故防止や救命技術に関する講習を開催しています。

(4)青い羽根募金活動

救難用資器材の整備など救助活動を支えるため、毎年7月～8月の「青い羽根募金強調月間」を中心に募金への協力を呼びかけています。また、道の駅等にある漁協関係店舗や海関連の観光施設などに募金箱を常設しています。

(5)災害発生時における救援活動

令和元年7月29日に鳥取県との間で「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」を締結。災害時に物資を海上保安部署の巡視船艇が入港できない小規模港湾を經由して被災地に輸送する場合は、海上で物資を本会所属の救助船に積み替えて行うこととなったことから、災害対応に必要な体制整備を進めています。



巡視艇との災害応急物資輸送訓練



巡視艇との災害応急物資輸送訓練

富山県水難救済会

1 設立年月日

平成11年6月29日

2 所在地

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7
富山県庁総合政策局防災・危機管理課

☎ 076-444-3187

◎交通案内

・公共交通機関

JR富山駅(南口)、富山地方鉄道 電鉄富山駅下車
徒歩約10分



富山県水難救済会の事務局が入居する富山県庁



前川伸吉会長

3 役職員の数

会長 前川 伸吉(富山県射水市消防団 北部方面団長)
副会長 道井 秀樹(とやま市漁業協同組合 代表理事組合長)
その他役員 6名(幹事4名、監事2名)

4 沿革・歴史等

大正 3年12月 1日	新湊救難組合設置
昭和 7年 5月27日	新湊救難所設置
昭和10年 7月 1日	社団法人帝国水難救済会富山県支部設置
昭和17年 5月 8日	魚津救難所設置
昭和41年 6月23日	富山救難所設置
昭和52年 3月23日	氷見救難所設置
平成11年 6月29日	社団法人日本水難救済会富山県支部を改編し、 富山県水難救済会を設立

5 救難所・支所の数(令和2年7月1日現在)

救難所：4か所
救難所員数：250名



県花「チューリップ」
(写真：公益社団法人とやま観光推進機構提供)



海難救助訓練の際、整列する氷見救難所の救難所員等



—救難所配置図—

6 地域の特性等

富山県は、3,000メートル級の山々が連なる世界的な山岳景観である立山連峰から、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟が認められた水深1,000メートルを超える富山湾に至るまで、高低差4,000メートルのダイナミックで変化に富んだ地形を有しています。

美しく豊かな自然環境に恵まれ、四季の移り変わりが鮮明で、多種多様な動植物が見られます。

豊富な資源の存在もあり、海上での活動が活発な県でもあります。

このため、県内4か所の救難所が海上保安部と連携を図りつつ、救助活動にあたっています。



世界的な山岳景観、「立山連峰」
(写真：公益社団法人とやま観光推進機構提供)

7 主な保有資器材

ゴムボート4台、救命胴衣112個、救命索発射器5台、救命浮輪16個、蘇生教育人体モデル4個等



火災船消火訓練

8 保有救助船

救助船1隻(日本水難救済会登録分)
ほか各救難所の救助可能船舶多数



氷見救難所 救助船「はまなす」(1.5トン 7.91m)



ロープブリッジによる救助訓練

9 活動状況

(1)救助実績(令和元年度)

救助出動回数 7回

出動所員数 86名

(2)海難救助訓練等の実施状況(令和元年度)

富山救難所、魚津救難所、新湊救難所、
氷見救難所で実施



災害に対応した物資輸送訓練



海中転落者救助訓練

10 主に力を入れている事業

(1)海難救助訓練

救難所員の技術向上のため、各救難所では毎年、実地訓練と題し、海上での訓練を実施しています。

(2)救難所員研修への助成

潜水に関する知識と基礎的技術の習得を図るための研修に各救難所員が参加するに当たり、富山県水難救済会から助成を行っています。

(3)海の安全教室

マリレジャーのシーズン前に、主に、中学生を対象として、海での事故防止のための知識や救命に関する技術の習得を目的とした講習や実習を実施しています。

(4)青い羽根募金活動

毎年7月～8月の「青い羽根募金強調運動期間」を中心に募金運動を展開し、救難活動の普及促進を図っています。また、県内に「青い羽根募金支援自販機」を設置し、売上の一部を青い羽根募金として寄付いただき、救助や訓練に必要な資器材の購入等に充当しています。

(5)救難資器材の整備

救助体制の強化を図るため、県内の各救難所に要望調査を実施し、青い羽根募金等を原資に、救助資器材の整備を行っています。



「海の安全教室」にて救命法を体験する生徒



青い羽根募金支援自販機

新設救難所の紹介

海難救助の拠点となる、新たな救難所が開設されています。今回は、令和元年12月に設置された救難所をご紹介します。なお、紹介文は、地方水難救済会の救難所からご提供いただきました。

■宮崎県水難救済会

◆サンマリーナ宮崎オーナーズクラブ救難所

令和元年12月20日設立 所長以下93名
所在地 宮崎県宮崎市新別府町前浜1400-16

「サンマリーナ宮崎オーナーズクラブ」は、2001年7月にオープンした海のリゾート基地「みやざき臨海公園」の中にある「サンマリーナ宮崎」にボート、ヨット等を所有しているオーナーで設立したクラブです。

サンマリーナ宮崎は、海の総合レジャー基地としても、関東、関西方面から南西諸島方面への中継地として広く利用されております。

今回の宮崎県水難救済会の一員として参加するきっかけは、令和元年5月にモーターボートの事故が発生し、海上保安庁に救助された事です。

海上保安庁からの勧めもあり、宮崎県水難救済会に加入するため、新たにサンマリーナ宮崎オーナーズクラブとして救難所を設立する事といたしました。

新たな救難所の設立に伴い、近隣の水難救助体制の構築に大きな期待が寄せられています。



海のリゾート基地「みやざき臨海公園」にある「サンマリーナ宮崎」の様子

■海のリゾート基地『みやざき臨海公園』

広大な敷地（陸域面積28ha・水域面積25ha）で南九州一円の海洋レクリエーションの拠点となっており、その一角にサンマリーナ宮崎があり、クルーザー・ヨット・ディンギーヨットを含め、約300隻を係留・保管ができる施設となっています。

また、みやざき臨海公園の中には、南ビーチ、北ビーチの二つの海水浴場があり、シーカヤックやカヌー、ボート、セーリングなどのマリンスポーツ体験やビーチバレーボール等のレンタルが利用できるほか、BBQ広場があり、その他釣りも可能な護岸や様々なイベントを開催できる多目的広場などがあり、眼下には太平洋の日向灘を眺望し散策でき緑地も整備され、広く県民が憩える水辺空間となっています。

連載 マリンレスキュー紀行

海の安全安心を支える ボランティアたちの群像

特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会 平塚救難所/茅ヶ崎救難所



▲相模川の河口域のテトラポッドに打ち寄せせる荒波

相模川を挟んで変わる救難所の役割 それぞれ海の特徴に合わせた2つの組織

取材協力：特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会 平塚救難所/茅ヶ崎救難所



神奈川県水難救済会に属する23の救難所から、今回は湘南エリアの海の安全を守る2つの救難所の活動を紹介します。

平塚救難所があるのは、サッカークラブ・湘南ベルマーレのホームスタジアムを有するスポーツ都市・平塚市。海岸のビーチパークでは、ビーチバレーやビーチサッカーの国際大会も開かれ、また、スポーツヨットやSUPなどのさまざまなマリンスポーツが楽しめる。夏には関東三大七夕祭りのひとつに数えられる「湘南ひらつか七夕まつり」が開催され、昨年は155万人の来場者を数えた。

平塚市を流れる相模川の河口近くの下流域は、源頼朝が乗った馬が暴れて落ちたという伝説にちなみ、馬入と呼ばれている。馬入は

古くから相模川舟運と沿岸舟運との中継地として栄え、現在は、漁船・遊漁船・プレジャーボート・水上バイクの入出港が共存する船の密集地帯となっている。この河口域には離岸流が発生し、土砂も堆積する。そして、慣れた漁船でも事故を起こすこともあるほど、馬入の波は高い。この波を求めて海外から訪れるプロサーファーも少なくない。

平塚救難所の特徴はその組織形態にある。この海を生業とする者との海でレジャーを楽しむ者との連携。この海にかかわるすべての関係者の協働によって運営される組織なのである。

一方、茅ヶ崎救難所があるのは、平塚市と相模川を挟んで隣接する茅ヶ崎市。湘南の名とともに日本

のビーチカルチャーを牽引してきたエリアだ。茅ヶ崎の海岸を含めた湘南の海は、数々の映画やドラマの舞台で使われ、多くのミュージシャンが曲の題材にした。都内から行けるいちばん近い海水浴場として、年間観光客数は毎年5,000万人を超える日本有数の観光スポットである。そんな人気のビーチエリアには、当然事故も多くなる。茅ヶ崎救難所はこのビーチを守るライフセービングチームが母体である。

さまざまなジャンルの船と人が利用する馬入の安全を守るために、組織体を複合化した平塚救難所。ライフセービングチームの茅ヶ崎救難所。2つの救難所は異なる組織形態を採用して湘南エリアの海を守っていた。



平塚救難所

▲左から片倉和郎救助員、坂井正己救助員、後藤 武所長、水谷友彦救助員、伏黒哲司副所長

平塚救難所は、平塚漁港関係者、マリナー関係者、プレジャーボート団体、湘南ひらつかライフセービングクラブ、そして、日本サーフィン連盟湘南西支部など、平塚の海を生業とするいくつかの団体の関係者約120名で構成される一大組織である。なぜ、平塚救難所は、複数の団体を内包する組織体を形成するに至ったのか。その理由は、“魔の河口”と呼ばれる相模川河口域、通称馬入にあった。

“魔の河口”とサーフスポット「馬入」

「平塚救難所の歴史は相模川河口域との戦いです」

後藤武所長が、平塚救難所が行ってきた救助活動の主戦場である相模川河口域について語る。

「平塚の海の出入口である相模川河口域は、多くの船が行き交う危険地帯です。相模川の河口域の海に面して新平塚漁港（以下新港）が完成したのは2000年。それまでは相模川の川沿いにある平塚漁港（以下「須賀港」）からすべての船が入出港していました。離岸流の発生エリアでもあり、地形上、

潮の満ち引きで高い波が立ちます。目視では確認できない河口流出砂が河口航路に堆積して溜まって船が通れなくなる場合もあり、慣れた漁師でも事故を起こすこともあります」

“魔の河口”と言われた相模川河口域。新港はもともと、天候により相模川河口の航路が危険で使えなくなった場合に、須賀港と併用することを目的のひとつとしてつくられた港である。新しい港の建設が求められるほど、相模川河口域の危険性は高かった。

日本サーフィン連盟湘南西支部長も務める坂井正己救助員がこの河口のもうひとつの特色を語る。

「相模川河口域はサーフィンの世界では『馬入』の名で知れたサーフスポットです。良質の波を求めて海外のプロサーファーも訪れるほどの名所なのですが、港に出入りする船の航路と波のポイントが同じなので、これまで多くのトラブルが起こっていました」

サーファーは、出入りをする船の合間を縫って、サーフポイントへ向かう。多くのサーファーが馬入に入るときは、“いい波が立つとき”、つまり波が高いときであ

る。船上からは波間のサーファーは見えないことが多い。荒波でエンジン音や声も聞こえない。そもそも“魔の河口”である。事故が起こらない訳がない。

「かつては警備会社に頼むなど、外部の監視を入れることも検討しましたが、ルールを侵す波乗りも同じサーフィンを楽しむ者、できれば自分たちで解決したかった。この海には日本サーフィン連盟湘南西支部がありましたので、連盟員として平塚救難所に参加し、漁業組合などの関係各所と協議を重ねました。そして、連盟として『馬入』でのサーフィンを全面禁止して、地域による監視、つまり、サーフィンをする者の自治を守ろうとしたのです」



▲坂井正己救助員

サーファーの世界には“ローカル”という言葉がある。文字通り“地域”である。ローカルにはローカルのルールがある。坂井救助員はいわばローカルのトップ。地域の各サーフショップなどに徹底して、『馬入でのサーフィン禁止』という新しい“ローカルルール”が伝えられたのだ。

水上バイクの危険とテトラポッドの危険

近年は水上バイクの人も加わり、相模川河口域はさらに危険なエリアになった。水上バイクの販売・管理業を営む水谷友彦救助員がその危険について語る。

「湘南はさまざまなマリンスポーツを楽しめるエリアです。水上バイクもそのひとつ。水上バイクの魅力はなんといっても疾走感。一説には同じスピードでも体感速度は陸上の3倍ともいわれています。平塚エリアの水上バイクの多くが相模川河口を通過して海に出ますので、水上バイクを楽しむ人が増えればそれだけこのエリアでの事故も増えてしまっています。漁業関係者と水上バイク利用者の友好な関係を築くため、2001年には、平塚救難所と行政機関が連携して『平塚・海・川・浜のルールブック』という自主ルールを制定しました」

しかし、このルールに強制力はない。水上バイク利用者に普及させるためには、指導・啓発を続けるしかない。水上バイクは後発のマリンレジャー。サーフィンのような全国的な組織も、“ローカル”の連携や横の連携も、弱い。水谷救助員が救難所の活動に積極的に



▲水谷友彦救助員



▲相模川に面する平塚漁港（須賀港）に平塚救難所がある

参加するには、他組織の優れたノウハウを学ぶという意味もある。

水谷救助員は相模川河口域での水上バイクの危険について続けた。

「相模川河口域の高波は本当に危険です。ここで水上バイクが転覆すると運が悪い場合、テトラポッドに引き込まれます。一度、引き込まれてしまうと非常に硬い素材FRPの水上バイクのボディも粉々になります。転覆し、藁にもすがらない思いでテトラポッドに近づいてそこから陸に登ろうとするのは、考えられる最悪の選択。テトラポッドに近づくなんて、自分からコンクリートに頭をぶつけに行くようなものなのです」

外部組織との連携

平塚の海を愛する者は平塚出身者だけではない。富山県出身の伏黒哲司副所長が、自身が救助員になった経緯とともに、この海への思いを語った。

「私は、大学時代にこの海でラ



▲伏黒哲司副所長

イフセービングの活動をしていました。ちょうどその頃、平塚救難所の創立の話が出てきていて、卒業後、平塚市漁協の職員になると同時に、救難所の救助員になりました。私以外にもこの海の魅力に惹かれた者は多く、平塚市の消防職員や市役所職員になったライフセービング時代の仲間もいます」

平塚救難所では年に一度、所属する全団体、海上保安署、平塚警察署、そして平塚消防署が参加する大規模のパトロール活動を行う。その中にはそんな伏黒副所長の学生時代の仲間も多い。特に、平塚消防署では平塚救難所の創立の一年前に、海岸消防水難救助隊が組織され、新港には水上バイク、8人乗りの複合型ゴムボート、潜水用器材などが装備されている。平塚救難所とともに平塚の海の最前線で救助活動を行っているのである。

管轄の海上保安署は江ノ島にある湘南海上保安署。事故連絡から救助隊の現場到着までのタイムラグを埋めるという救難所の最大のミッションにおいて、その要請を最初に受けるのが、普段平塚漁港にいる伏黒副所長になる。

「海上保安署から連絡が入ると、現場の海域にいなうな漁船や遊漁船に無線で連絡します。直ぐに現場に向かえるのは沖にいる船です。一刻を争う事故の場合、そうやって大事にならなくて済んだケースも少なくありません」

未然に防がれる事故

プレジャーボートの販売・レンタル業を営む片倉和郎救助員に、実際に行った救助活動と、事故を未然に防ぐために日頃から行っている活動について聞いた。

「土砂で浅くなった相模川河口で座礁した船を曳航したり、沖で発煙筒を炊いている水上バイクの救助に向かったことは何度もあります。去年には、東京2020のテストイベントの海上競技警備で出払っていた海上保安署の代わりに、転覆した船を救助したこともありました。でも一番印象に残っているのは、自分が救助されたことですかね(笑)。私は、昔、後藤所長に助けてもらったことがあるんです。海上で落水して、船外スクリーンで頭を切ってしまったんです。泳いで帰れない距離でもなかったのですが、泳いでみたら血が止まらなくなってしまい、救助を待つことにしました。すると、浜で私の異変に気づいてくれた人が通報してくれたんです」

後藤所長が救助の詳細を語る。「現場に着いたら、片倉さんで驚きました。あんなに海を知る片倉さんだっってちょっと間違えれば事故を起こす。いつだって海には危険があると再認識しました」片倉救助員は事故を未然に防ぐことに何よりも力を注ぐ。操船に慣れてない人には荒れた相模川河口域の往来は極めて困難である。「レンタルボートの利用者には



▲後藤 武所長

この河口のルールと特徴を説明して、帰港するときは必ず電話をもらうようにしています。河口にモニターを設置していて、少しでも危険性が高ければ、河口を通らなければならない須賀港ではなく、海に面した新港へ帰港してもらいます。そこで操船が変わることもあれば、自分でも難しい場合は、クレーンで引き揚げて車で運ぶこともあります。困るのはルールを守らない人や、操船に自信を持っていると言い張る年配の方。そういった場合はこっそり別の船でついていくときもあります(笑)」

心肺蘇生法を行う

人命救助、とりわけ心肺蘇生法を実際に行ったことのある人はどれだけいるだろうか。坂井救助員はこの海でこれまで3度、心肺蘇生法を行い2名の命を救った。救えなかった救助の話をしてくれた。

「3年前の話です。波乗りしていたかなり暑いときは、よく海水に頭を突っ込んで冷やしたりするん



▲片倉和郎救助員

ですが、なかなか顔を上げない波乗りがいたんです。近づくとその人は意識のない状態でした。周りにいた波乗りたちと一緒に必死に漕いで浜へ運びました。そんな小さな事故は記録に残らないものですが、そういうときの波乗りの連携は立派なものです。波乗りは海の怖さを知っているから協力して動けるんです。浜へ上げ、私は心肺蘇生法を開始しました。看護師だという波乗りが私を手伝い、ほかの波乗りは携帯電話をもって人を探し、直ぐに119番に連絡を入れ、救急車が到着するまで心肺蘇生法を続けました」

その人は病院に運ばれ、一週間後に亡くなった。

「後日、その波乗りの母親が私の店に来て、『会話はできなかったけど、息子の最後に会えた』と、お礼の述べてね。なんて言っていないかわからなかったけど、今でも手紙のやりとりをしている」

平塚湘南エリアで行われるサーフィンの大会ではよくイベントの一環として、心肺蘇生法やAEDの講習が行われるが、坂井救助員を含めた日本サーフィン連盟所属の平塚救難所員がそこに参加することは多い。

平塚の海では、多岐にわたる生業とレジャーとが共存する。永く紡がれてきた文化が新たな文化を廃除することなく、また、新たな文化は伝統に敬意を払う。

平塚の海には、この海を愛す仲間たちのジャンルを超えた絆がある。“魔の河口”と呼ばれた相模川河口域。彼らの努力によって、この負のイメージは日々薄れてゆく。



茅ヶ崎救難所

▲左から小川恵一郎所長、井上洋介副所長、大山孝司救助員、郡篤経之副所長、大山波音救助員、山口夏希救助員、岸田 健副所長、滝浪悠志救助員

1990年、人と海の共生を掲げ、相模湾沿岸の広域にわたって行われた大規模イベント「サーフ'90」には463万人が来場し、550のイベントが開催された。各ビーチに組織されたライフセービングチームは、「サーフ'90」終了後も各ビーチで活動を継続した。茅ヶ崎救難所の主体組織であるサーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブもそのひとつである。ライフセービングという、新たな可能性を秘めた救難所のスタイルを紹介する。

ビーチの安全を守る組織

茅ヶ崎救難所の創設は2012年。救難所としての歴史は浅いが、前身組織を含めると30年の歩みがある。創立メンバーでもある小川恵一郎救難所長に当時の様子を聞く。

「最初は砂浜に置いた4畳くらいの物置で始まりました。機材は、ボード1本、チューブ数本でした。それから4回ほど改築を繰り返し、今の施設は基礎工事も施してあります。茅ヶ崎救難所は、茅ヶ崎のビーチで活動をするサーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブが運営を行っていて、クラブの会員はお

よそ100名。その4割がライフセーバーであり実際に救助活動を行う茅ヶ崎救難所の所員です。そして、残りの6割が賛助会員になります。賛助会員は、地域行政や住民も方々、全国津々浦々にいて、毎年、ボードやチューブなどの救助アイテムから飲料に至るまでさまざまな物資を寄贈してくれています。また、揃いのサーフパンツはビラボン、Tシャツはムラサキスポーツがそれぞれ10年のスポンサード契約をしてくださっています。ボランティア組織であるライフセービングクラブ、そして、当救難所の活動は、こうした支援のうえに支えられているのです」

特殊な津波訓練、沖へ

東日本大震災で、全国的に見直された津波への対応において、茅ヶ崎の海岸エリアに安全な避難場所を確保するのは、難しかった。茅ヶ崎救難所は関係各所と協議し、新しい津波対応として、水深100mの沖合いに停泊する大型船を津波避難所とすることについて検討がなされた。茅ヶ崎救難所では、開

所式に合わせてこれに対応した避難訓練を行った。それは地域とともに、この海にいるすべての人を救おうとする決意でもあった。

井上洋介副所長が、開所から毎年実施している津波訓練の様子を語る。

「茅ヶ崎は高い建物がほとんどないんです。避難場所にされている3階建の中学校も、嵩上げされているので実質2階ほどの高さしかありません。なので、茅ヶ崎救難所では特殊な津波訓練を行っています。陸ではなく沖へ避難するのです。訓練は、ヘリからの指示も受けながらビーチや海上にいる人を船で拾って、沖の大型船に届けるといった流れで行います」

多岐にわたる活動

茅ヶ崎のビーチは海水浴場ではない。サーフィンもできればSUPもできる。ウッドデッキではヨガ教室が開かれ、砂浜では少年野球、サイクリングロードもある。

茅ヶ崎救難所の多岐にわたる活動について岸田健副所長が話した。「この海はみんなが思い思いに楽しむ海なんです。だから声かけ



▲相模湾に面した新平塚漁港(新港)はマリーナ併設のフィッシャリーナ



◀管理事務所の上からビーチの監視を行う救助員たち



▲小川恵一郎所長



▲井上洋介副所長



▲各種イベントの警備でも使うため30本以上のレスキューボードを保有

は、『ダメですよ』ではなく、『気をつけてください』になります。海の状態を常に監視しながら、ビーチの利用者に伝え、カツオノエボシと言われる綺麗な毒クラゲが発生しているときは捕獲し、展示して注意喚起もします。また、サイクリングロードは救急車両の通り道にもなるので、常に通れるよう、砂の除去も毎日行います」

この海で一番多い事故は流された人の救助。実際の救助について滝浪悠志救助員に聞いた。

「この海岸ではSUPでも沖へ簡単にすることができます。しかし、夕方近くなると風が沖へ吹くことがあり、そういうときは水上バイクで救助を行うことがあります。去年の夏も、海上保安署から『沖にSUPが漂流している可能性あり』との連絡があって、双眼鏡で確認すると人も確認。岸田さんとふたりで、水上バイクで救助に向かったんです」

救助は通常複数名で現場に向かう。ひとりが運転、もうひとりが救助する。岸田健副所長がそのときの様子を語った。

「流されていたのは父親と、中学生と小学生の3人。父親はSUPに子どもを乗せ、必死にSUPを押していましたが、どんどん沖へ流されている状態で、子どもは風でござえていました。パニックにな



▲岸田 健副所長

らないように声を掛け続けながらビーチまで曳航して、事なきを得ました。戻れなくなった人の救助はこのビーチではよくあります」

次代を担う若い力

茅ヶ崎救難所は、ライフセービングクラブとして地域の小中学校の課外スクールや高校生のインターンシップなどの受け入れも行う。高校2年生のときに、そうしたボランティアに参加したことをきっかけに、同クラブと救難所の活動を始めた山口夏希救助員が、自身の活動について語る。

「最初は興味半分で、このビーチで行われた2日間のユースボランティアに参加しました。気が付けばもう6年活動をしています。今は教員ということもあり、スクールを担当しています。子どもたちに海の面白さと安全を教えることは、学校の授業と同じくらいの意義があると思っています」

さらに若い救助員もいる。大山波音救助員は現在16歳。活動を始めたのは中学2年生のときだ。入会時の思いを波音救助員が語る。

「父が救助員だったので、夏休みについていってそのまま入りました。もともと海が好きでしたし、なぜ父がボランティアを続けているのか興味もありました。最初はただ楽しかっただけでしたが、メンバーの方たちの強い思いに触れ、私もこの海を守る仲間になりたいと思ったんです」



▲山口夏希救助員



▲滝浪悠志救助員

波音救助員の父である大山孝司救助員が続ける。

「私は1995年からこのクラブで活動を始めたのですが、一時期、活動を休んでいました。40歳を越え、子育ても一通り落ち着いた頃、また活動を再開することにしました。それが5年前の話です。ボランティアはもちろん、年の違う人との付き合いも勉強になると思って娘を連れて行ったんです。教えることは多いです。とりわけ、信頼できるメンバーがいることを忘れるなということ強く伝えてきました。救助はできなくても伝えることはできる。体力的に、意識のない人をボードに上げることは無理でも、見えることを仲間に伝えることはできるのです。救助はチームで行うもの。ビーチのスピーカーからの指示も、AEDを持って砂浜を走ることも、救助に欠かせないパートなのです」

最近では波音救助員も海上での救助訓練を行っている。意識のある人をボードに掴ませる訓練、要救助者役は父・孝司救助員。

「まずは掴ませろ！ はいっ！ 安心させるような声をかけろ！ はいっ！ ボードに向かい合わせに乗せたら進まないじゃないか！」

海上に響く親子のやりとりを、孝司救助員と同世代の仲間たちが羨ましそうに眺めた。

「社会貢献でもボランティアでも、まずは楽しくなくてはいけない」小川所長の言葉である。

学校や職場では感じるこのない意義と厳しさ、そして楽しさがこの活動にはある。職業も歳もまったく違うメンバーだが、根底にある思いは同じである。自分たちも含めたこの海にいるすべての人にとって、茅ヶ崎の海が楽しい場所であるために。



▲大山孝司・波音救助員

全国地方救難所のお膝元訪問

ニッポン港グルメ食遊記



2014年オープンの港の食堂で平塚の海の恵を心ゆくまで味わい尽くす

「平塚の魚を食べるならここ！」平塚市漁協に勤務する平塚救難所の伏黒副所長に、とっておきのお店を教わった。その名も、「平塚漁港の食堂」。店名から無骨な港料理にイメージを膨らませる。

湘南方面から国道134号で相模川を渡ってすぐの場所にあるその食堂は、目の前には海岸があるくらいで、特に目立った観光地にあるわけではないとのこと。

「でも行けばすぐわかるよ」伏黒副所長の言葉を信じ、向かってみるとなるほどすぐわかった。行列である。漁港の食堂と聞いて、いわゆる昔からの食堂をイメージしていたが、違った。高い天井の木の張りを活かしたリゾート調の内観の、非常に洗練された新しいお店だった。近隣の主婦たちがよくランチ会で使うというのも頷ける。

店長の常盤嘉三郎さんに店の特徴を聞く。

「平塚の漁港に揚がった魚をメインに、近郊の海の魚だけを使った鮮度の良さを売りにしています。なので日替わりのランチメニューはその日の仕入れ次第。毎

日4~7種類の日替わりを用意していますが、ほとんどが午前中に売れ切れます」

1時間以上並びこともあるという平塚の名店。取材日も日替わりはすでに売れ切れ。多くの種類の魚を食べたいと伝え、特刺盛膳を勧められた。アジ・スズキ・ヒラマサ・サワラ・メバチマグロ・イシダイ。刺身というにはあまりにも分厚く切られた6種類の魚が皿を埋め尽くす。もちろん名物のしらすも山盛りだ。どの刺身も新鮮なのでムチムチとした弾力がある。付け合わせのアジフライがまた分厚い。魚の味わいをこれほど残したフライは食べたことがない。サイドメニューのなかから、人気のしらすのせ玉子焼きも追加注文する。食べてみるとしらすは上だけでなく中にも。まさに平塚の玉子焼きである。

帰りがけレジの横を見ると、充実のテイクアウトメニュー。お土産ではなく後で自分が食べるためにいくつか購入する。

その海を知る者がすすめる港の店は、いつもハズレがない。平塚の魚を心から楽しんだ。

- ①特刺盛膳（1880円）は、6魚種18貫、たっぷりの刺身。
- ②しらすのせ玉子焼き（100円）は定番のサイドメニュー。
- ③高い天井、カフェのような内観。
- ④テイクアウトのメニューも多い。すぐに売れ切れるワンコインのお弁当もあり。



平塚漁港の食堂

住所 平塚市千石河岸51-14
 電話 0463-86-6892
 営業時間 11:00~15:00 (LO14:30)
 定休日 水曜日
 毎月第1・3火曜日

日本水難救済会は、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、定時社員総会等を開催

(公社)日本水難救済会は、3月中旬から6月下旬までの間に定時社員総会や理事会を開催し、令和元年度事業報告(案)と収支決算(案)をはじめ令和2年度の事業計画(案)と収支予算(案)などを審議しました。

■第128回定時社員総会の開催

公益社団法人日本水難救済会は、令和2年6月23日、東京都千代田区平河町の海運ビルにおいて、いつもより広い会場で、また、出席された正会員間の距離を2メートル以上離れた形にするなどして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで、定時社員総会を開催しました。



挨拶を行う相原会長と総会の様子

定時社員総会は、日本水難救済会相原会長(議長)の挨拶の後、議案審議となりました。

議案の

- 第1号議案 令和元年度事業報告(案)について
- 第2号議案 令和元年度収支決算(案)について
- 第3号議案 役員を選任について

の3議案が審議され、それぞれ異議なく承認されました。

議案審議の後、

- (1) 令和2年度事業計画について
- (2) 令和2年度収支予算書について
- (3) 名誉総裁表彰式典の取り止めについて

の報告があった後、議長より議案審議及び報告のすべてを終了した旨発言があり、引き続き、奥島高弘海上保安庁長官代理の海上保安庁警備救難部救難課長川上誠氏から挨拶をいただき、その後閉会となりました。

なお、第3号議案の「役員を選任について」は、第128回定時社員総会終了をもって理事21名のうち秋本茂雄氏、大森敏弘氏、加賀谷尚之氏、菊井大蔵氏の4名の理事が任期満了となり、また、重義行理事がこの社員総会をもって退任されるため、審議されたもので、秋本理事、加賀谷理事及び菊井理事の3名については、引き続き、理事に再任、そして、大森理事の後任として全国漁業協同組合連合会常務理事の三浦英樹氏、重理事の後任として一般社団法人大日本水産会専務理事の内海和彦氏が新たな理事に選任されました。



議長の相原会長



総会で説明した役員の皆様(右から相原会長、菊井理事長、加賀谷常務理事、小島監事)



奥島高弘海上保安庁長官の代理で挨拶される海上保安庁警備救難部救難課長川上誠氏

■日本水難救済会理事会の開催

(1)令和元年度第3回通常理事会

令和2年3月17日に本会が入居する海事センタービルにて、第3回通常理事会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を取り止め、令和2年3月13日、本会会長から理事・監事全員に対し、理事会の決議の目的である次の議案について、提案書等を発したところ、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事から書面により異議を述べない旨の回答を得たことから、令和2年3月23日、定款第43条の規定(決議の省略)に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

【議案】

- 第1号議案 令和2年度事業計画(案)について
- 第2号議案 令和2年度収支予算(案)について
- 第3号議案 新規会員入会の承認について
- 第4号議案 定時社員総会の開催等について

(3)令和2年度第1回通常理事会

令和2年5月中旬に本会が入居する海事センタービルにて第1回通常理事会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を取り止め令和2年5月25日、本会会長から理事・監事全員に対し、理事会の決議の目的である次の議案について、提案書等を発したところ、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事から書面により異議を述べない旨の回答を得たことから、令和2年6月2日、定款第43条の規定(決議の省略)に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(4)令和2年度第2回臨時理事会

令和2年6月23日、東京都千代田区永田町海運ビルで、第128回定時社員総会終了後、理事13名及び監事1名が出席し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで、臨時理事会を開催しました。

開催にあたり、はじめに、新理事の紹介を行い、理事会出席の内海和彦理事から挨拶をいただきました。

その後、議案審議に入り、第128回定時社員総会終了をもって、本会理事長菊井大蔵氏と常務理事加賀谷尚之氏の任期が満了となったことから、議案「代表理事(理事長)及び業務執行理事(常務理事)の選任について」が審議されました。

審議の結果、引き続き、代表理事(理事長)として菊井大蔵氏が、また、業務執行理事(常務理事)として加賀谷尚之氏が選任され、臨時理事会を終了しました。

(2)令和2年度第1回臨時理事会

令和元年度第3回通常理事会の第4号議案「定時社員総会の開催等について」で、令和2年度の定時社員総会を令和2年6月9日に、また、同日、総会に引き継ぎ、「名誉総裁表彰式典」及び「懇親会」を開催することとして議決を得ていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、定時社員総会を令和2年6月23日に延期するとともに、名誉総裁表彰式典及び懇親会を取り止めることとして、令和2年5月11日、本会会長から理事・監事全員に対して、提案書等を発したところ、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事から書面により異議を述べない旨の回答を得たことから、令和2年5月22日、定款第43条の規定(決議の省略)に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

【議案】

- 第128回定時社員総会開催日の変更等について

【議案】

- 第1号議案 令和元年度事業報告(案)について
- 第2号議案 令和元年度収支決算(案)について
- 第3号議案 令和2年度事業計画及び収支予算の一部変更について
- 第4号議案 役員を選任(案)について
- 第5号議案 新規会員入会の承認について



挨拶をされる内海和彦新理事



第2回臨時理事会の様子

鳥取県水難救済会設立 20 周年にあたって

鳥取県水難救済会
 会長 西村 博文
 (株式会社マリーナ大栄 代表取締役)



私たち鳥取県水難救済会は今年6月に設立20周年を迎えることができました。

これもひとえに身の危険を省みずに救助活動に従事されてきた歴代救助員の皆様のご努力の賜物であり、ここに深く敬意と感謝を申し上げます。

また、本会の19団体(社)の正会員及び16団体(社)の賛助会員の皆様のほか、本会の活動に日頃からご協力いただいている海上保安部、警察・消防など多くの関係機関の皆様、そして青い羽根募金の趣旨にご賛同のご支援いただいている皆様に厚くお礼申し上げます。

私たちが住む鳥取県には日本海に面して、東西に約120キロメートルの海岸線があり、沿岸では漁業のほか、釣りや海水浴などマリナレジャーも盛んに行われ、数多くの人や船が利用しています。日本海では、松葉ガニをはじめ、数々の新鮮な海の幸が水揚げされており、また、鳥取県は古くから日本海を隔てた対岸の国々との交流があり、環日本海時代の拠点づくりを進めています。

このような特性の海域を持つ鳥取県では、日本水難救済会の前身である帝国水難救済会の傘下組織として、昭和8年に網代救難所(岩美郡岩美町)が、同10年に赤碓救難所(東伯郡琴浦町)が設置されたとの記録があり、以降、幾多の変遷を経て、平成12年6月22日に日本水難救済会の地方組織として鳥取県水難救済会が設立されました。

設立後は、沿岸自治体、漁協など関係団体からの幅広い協力のもとで水難救助体制が着々と整備され、現在では、水難事故での出動要請があったときには、沿岸各地にある8つの救難所に所属する約950人のボランティア救助員が、ただちに捜索救助に駆けつける体制が整備されるに至り、昨年度までの出動回数は54回に上っています。

また、救助組織として、事故だけではなく災害への対応も求められることから、昨年7月、県内で豪雨や地震等の大災害が発生した場合に、県の要請に基づいて本会が海上における緊急輸送等に協力する旨の災害応援協定を鳥取県との間に締結しました。これを受け、本会では会則を改正して本会事業に「災害発生時における救援に関すること」を加えるとともに、今年6月、7月に県内2か所において海上保安部の巡視艇との間で実動を想定した救援物資の輸送訓練を実施したところです。

鳥取県水難救済会は設立20年の節目を迎えましたが、これを機に決意を新たにして、更なる救難技術の向上に励み、地域の海の安全確保に一層努めて参ります。

今後とも皆様のご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

■事業功勞として、鳥取県水難救済会前会長(現副会長)景山一夫氏が、20年勤続功勞として、6名のボランティア救助員の方々が日本水難救済会会長表彰を受章されました。

平成12年6月の鳥取県水難救済会設立にあたり、関係機関との調整等に尽力されるとともに、同会設立後20年の長きにわたり鳥取県水難救済会の役員として陣頭指揮を執り、鳥取県沿岸海域の水難救済事業の普及をはじめ青い羽根募金活動や新たな救難所の設立を推進して、鳥取県水難救済会の運営と発展並びに組織の充実強化に努められ、地域の災害活動の礎を築くなど多大な功績があった前会長(現副会長)景山一夫氏を事業功勞として、また、20年の長きにわたり救難所員等として尽力されている鳥取県漁業協同組合境港支所救難所副所長大谷登志二氏、救助員杉原持久氏、救助員景山明巳氏及びマリーナ大栄救難所所長西村博文氏(会長を兼務)、副所長山崎稔氏、救助員児玉明彦氏の6名を20年勤続功勞として、公益社団法人日本水難救済会会長による表彰状を、令和2年6月18日に西村博文鳥取県水難救済会会長から伝達していただきました。



事業功勞で日本水難救済会会長表彰を受章された景山一夫氏(中央)

社団法人 大日本帝国水難救済会の「明治32年度報告」が寄贈されました

公益社団法人日本水難救済会

令和2年3月10日、宮城県仙台市に在住の遠藤武一様から「親族の遺品を整理していたところ中から貴会のものと思われるものが出てきた。親族の方が戦時中などの骨董品の収集が好きで集めていたものと思われる。」とのお電話があり、寄贈していただけるとのことで、令和2年3月12日に本会に郵送していただきました。

寄贈されたものは、明治33年6月26日に発行された「大日本帝国水難救済会の明治32年度報告」であり、本会には保管されていない当時の活動状況がわかる貴重な資料でした。

なお、この「報告」によれば当時、大日本帝国水難救済会は、東京市京橋区宗十郎町十番地(現在の中央区銀座七丁目)に所在しており、この「報告」の発行人は、海の歌人といわれた石橋千亦(本名 辻五郎)が代表者になっていた。

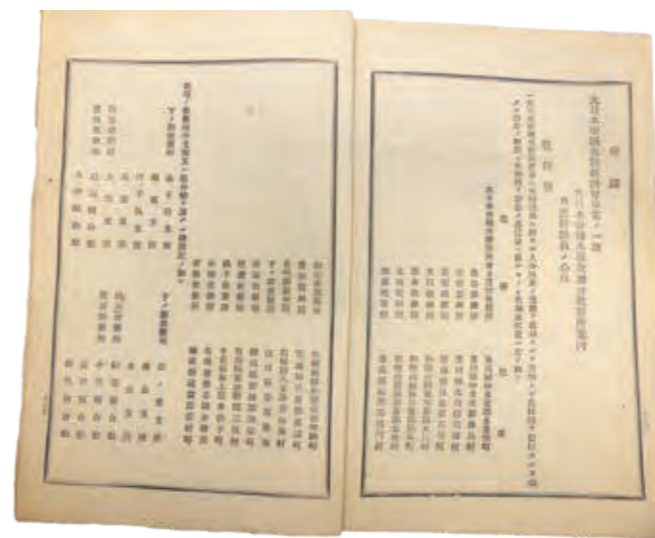
また、「報告」は、次の内容から構成されていた。
 緒言(会長 伯爵吉井幸藏)、會議(總會、評議員會)、救難所(落成式、救助船進水式など)、御令旨、雜件、規定、監査、願届及び指令、賞與(表彰)、會員(入會員、退會員、死亡者、資格變換、終身會員)、金圓寄附者、地所家屋現況表、救難具現況表、大日本帝国水難救済會役員表、収支計算書、附録(大日本帝国水難救済會事業の一斑、救難所案内)など



表紙：浮輪には「大日本帝国水難救済会」、下段には「明治三十二年 報告」と記載。縦22センチ、横15センチで、ほぼ現在のA5版サイズ、表紙を除き84頁となっている。



緒言(明治33年3月31日)
 第二代会長 伯爵 吉井幸藏氏



全国17箇所に設置された救難所名が記載されている。



終身會員のページには、名與會員として、初代総裁の有栖川宮威仁親王殿下のほか伯爵 山懸有明、伯爵 黒田清隆、伯爵 大隈重信などの名前が記載されている。

1 互助会の概要

■互助会の名称・構成員・目的

(1) 名称等

「互助会」は、平成20年3月24日に社団法人日本水難救済会の理事会の承認を得て設立されたもので、「日本水難救済会救難所員等互助会」と称します。

(2) 互助会の構成員

公益社団法人日本水難救済会（以下「本会」という。）の1号正会員となっている40地方水難救済会の傘下、約1,300か所の救難所・支所に所属されている救難所員をはじめ、地方水難救済会に所属されている役職員及びこれら救難所員等の家族（以下「会員等」という。）で、互助会への加入を希望する者をもって構成しています。（加入は任意です！）

(3) 目的

会員等の皆様方の相互救済と福利増進を図る観点から、各種事業を行なうことにより、会員等の福祉に寄与するとともに、本会の事業となっている水難救済活動などについて効率的な事業運営に資することを目的としています。

■互助会の役員・事務局

<互助会理事会の構成>

- 会長 1名（公益社団法人日本水難救済会会長）
- 理事長 1名（同上 理事長）
- 理事 3名以上5名以内（公益社団法人日本水難救済会が推選する理事）
- 会計監査役 2名以上3名以内（公益社団法人日本水難救済会の監事）

<事務局>

事務局の所在地：公益社団法人日本水難救済会内
 事務局長：日本水難救済会常務理事
 担当：事務局内に運営事業部を設置。
 本会経理部が担当。

【事務局の主な仕事】

- 会員の加入、退会に関すること
- 予算及び決算に関すること
- 各事業の実施に関すること
- その他、互助会運営に必要なこと

■互助会会員の現状

会員数 20,650人（令和2年6月30日現在）

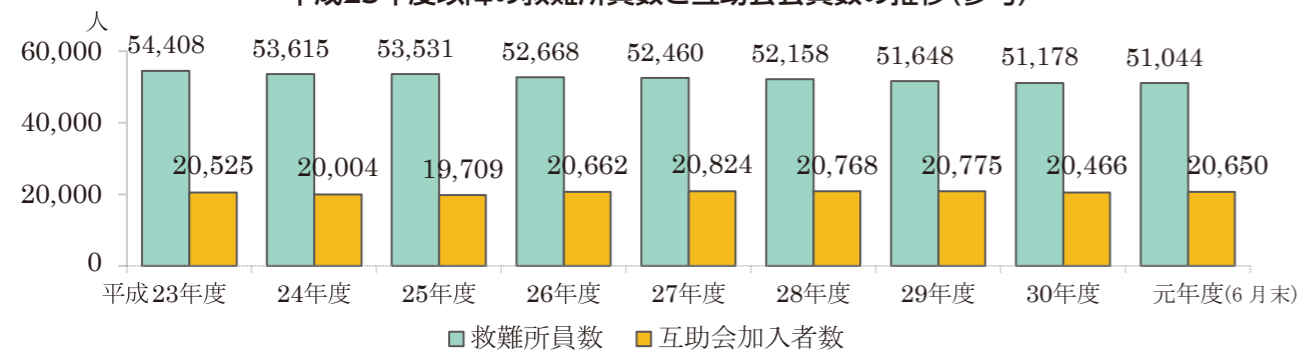
※互助会会員は昨年9月末は20,466人でしたが、本年は加入者が184名増加しました。

救難所員数 51,044人（令和2年3月31日現在）

加入率 40.4%（前年度実績40.0%）

互助会への加入は任意ですが、より多くの皆様方の加入をよろしくお願いいたします。

－平成23年度以降の救難所員数と互助会会員数の推移(参考)－



注) 救難所員数は、各年度末(3月31日)現在であり、互助会加入者数は30年度までは年度末(9月30日)現在である。

■会計年度

互助会の会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとなっています。

■会費

互助会会費は、年額500円です。

なお、年度途中で加入又は脱退される場合、会費の減額・返納はありません。

令和2年度（令和2年10月1日～令和3年9月30日まで）の互助会に新規加入又は更新される場合、

・加入申込日 ⇒ 原則として令和2年8月31日まで

・会費納入日 ⇒ 原則として令和2年9月30日まで

に申込等をおこなってください。

なお、年度の途中で加入される場合には随時申請を受け付けております。

<お知らせ>

令和元年から互助会専用の「ゆうちょ銀行口座」を開設しております。

会費の振込みは、旧払込取扱票は使用しないで新しい「払込取扱票」を使ってください！！

加入者名 「公益社団法人日本水難救済会互助会」 口座番号 「00180-9-451784」

・互助会の加入申込みは、規則で指定された書類（様式第1号）により、原則として、救難所ごとに一括して救難所長名で互助会会長宛に行うこととなっています。

・互助会加入の申込みにあわせ、会費を納入してください。

・互助会への加入されている方でも、翌年9月末で会員としての効力がなくなりますので毎年、定期的に更新加入する必要があります。

1年 500円で大きな安心！

2 給付事業の事例

令和元年10月1日～令和2年6月末までの間において、日本水難救済会救難所員等互助会規約（以下「規約」という。）に基づき、給付した事例は次のとおり15件で計490,000円です。

【事例】

1 令和元年9月9日の台風第15号及び令和元年10月13日の台風19号の強風により住居の屋根、外壁等に損害を受けたことから、千葉県水難救済会の各救難所救難所員に対して、次のとおり災害見舞金給付事業として規約第18条の規定に基づき「災害見舞金」を給付した。

救難所名	給付対象者	申請年月日	給付年月日	給付金額
木更津救難所	救難所員 2名	令和元年11月20日	令和元年12月 6日	1名 30,000円
			令和2年 3月26日	1名 30,000円
新富津救難所	救難所員 2名	令和2年 1月 8日	令和2年 1月23日	2名 各30,000円
勝山救難所	救難所員 6名	令和2年 2月 5日 ～ 2月20日	令和2年 3月12日	2名 各50,000円
				4名 各30,000円
計	10名			340,000円

2 令和元年6月18日午後10時22分頃発生した山形県沖の地震（M6.8）により、救難所員の住居の屋根瓦や外壁が損壊、損傷したことから、山形県水難救済会念珠閣救難所救難所員に対して、次のとおり災害見舞金給付事業として規約第18条の規定に基づき「災害見舞金」を給付した。

救難所名	給付対象者	申請年月日	給付年月日	給付金額
念珠閣救難所	救難所員 4名	令和2年 4月 9日	令和2年 5月21日	4名 各30,000円
	救難所員 1名	令和2年 5月 7日	令和2年 5月28日	1名 30,000円
計	5名			150,000円

なお、災害給付事業（規約第14条関係）、休業見舞金給付事業（規約第15条関係）、及び私物等損害見舞金給付事業（規約第16条関係）並びに遺児等育英奨学金事業（規約第17条関係）に該当する事案はありませんでした。



互助会 豆知識

互助会関係の規約等は次のとおりです！

(平成20年3月24日制定、平成20年10月1日から適用)

日本水難救済会救難所員等互助会規約

互助会の構成員、目的、役員、会員等、互助会各種事業などを定めたもの。

日本水難救済会救難所員等互助会規約実施細則

救難所長が行う「加入の申込み」、「脱会」、「災害発生時の報告」、「見舞金給付等の報告」など手続きや書式を定めたもの。

日本水難救済会救難所員等互助会奨学金貸与規則

日本水難救済会救難所員等互助会規約第17条に規定する「遺児等育英奨学金事業」の手続等を定めたもの。

3 互助会の事業の内容

「日本水難救済会救難所員等互助会規約」により、次の各種の給付事業が定められています。

[1] 災害給付事業

(1) 会員が水難救助業務中に災害を受けた場合

(互助会規約第14条)

○東京海上日動火災保険(株)と契約の給付概要

- ・死亡保険金 15,000,000円
- ・後遺障害保険金額 (障害等級に応じて)
最大15,000,000円
- ・入院保険金 (事故の日から180日以内)
4,000円/日
- ・通院保険金 (90日を限度)
2,500円/日

(2) 互助会会員が、第14条の規定する災害により死亡した場合

本会が2万円を限度として、花輪又は生花を遺族に給付する。(互助会規約第14条の2)

[2] 休業見舞金給付事業

(会員が水難救助業務中に災害を受けた場合)

互助会会員が負傷し又は疾病にかかり、そのため、療養開始後、従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合に、90日を限度として、見舞金を本会が給付する。

休業見舞金 7,000円/日 (互助会規約第15条)

[3] 私物等損害見舞金給付事業

(会員が水難救助業務中に私物または使用船舶に損害を受けた場合)

(1) 業務遂行のために必要と認められる私物を破損、消失、遺失等した場合、損害額(当該私物と同程度物の購入又は修理に要する経費)の半額又は3万円のうち、いずれか少ない金額を給付する。ただし、損害額が1万円未満の場合は給付の対象としない。

(互助会規約第16条)

(2) 当該業務を遂行中に使用していた船舶の船体・属具を破損等した場合、損害額(当該船体・属具の修理等に要する経費)の半額又は10万円のうち、いずれか少ない金額を給付する。

ただし、損害額が1万円未満の場合は給付の対象としない。(互助会規約第16条の2)

[4] 遺児等育英奨学金事業 (互助会規約第17条)

災害を受けた会員の遺児(第14条に規定する災害給付を受けた会員の遺児、重度の後遺症を負った会員の子で、遺児と同等と認められる者を含む。)に対して、育英奨学金を給付及び貸与する。

[5] 災害見舞金給付事業 (互助会規約第18条)

互助会会員が自然災害又は火災等により、会員が所有する住居及び家財又はそれらのいずれかに被害を被った場合は、その会員に対し、損害の程度に応じて、3万円から10万円の範囲内で見舞金を給付する。

ただし、損害の程度の換価価格が10万円未満の場合は給付の対象としない。

[6] 消滅時効 (互助会規約第19条)

互助会規約第14条から第18条に規定する給付を請求する権利は、発生した日から3年間行わないときは、時効によって消滅する。

[7] 互助会誌発行事業 (互助会規約第20条)

年2回発行するマリンスキュージャーナルに「MRJ 互助会通信」欄を設けて、互助会の事業成果、決算報告等を会員に周知している。



互助会に関する問い合わせ

互助会に関する、ご意見・問い合わせ等は事務局(経理部)森または廣岡が承ります。

電話番号 03-3222-8066

FAX番号 03-3222-8067

— 会員募集 —

公益社団法人日本水難救済会では、会員(2号正会員または賛助会員)となって、本会の事業を支援していただける方々を募集しています。

2号正会員は、本会の事業目的に賛同して、年会費1口(1万円)以上を納付され入会される個人又は団体の方で、正会員になりますと社員総会への出席など本会の事業に参画することができます。

賛助会員は、正会員以外であって、金品を寄附して本会の事業を賛助するため入会される個人又は団体の方で、本会にご寄附された方は、所得税・法人税の控除を受けられる特典がございます。

◆会員への入会を希望される方へ

入会を希望される方は、本会に電話、FAXでご連絡又は本会ホームページの「会員登録/お問い合わせ」にて、必要事項を記入して本会にお申し込みください。

本会から「入会申込書」などをお送りいたします。



連絡先：公益社団法人日本水難救済会

☎03-3222-8066 FAX 03-3222-8067

<http://www.mrj.or.jp/index.html>

編集後記

☆ 新型コロナウイルスの感染が収まることなく、むしろ第2波到来と思えるほど増加しています(8月上旬記)。幸いなことに、今のところ「陽性者が出た。」という報告は届いていませんが、訓練やイベントなどを中止したとの報告は全国から届いています。

本会も、勤務中はマスク着用を原則として感染防止に努めていますが、やはり、理事会は会議開催困難のため「決議の省略」という書面による手続きで行いましたし、名誉総裁表彰式典等は取りやめとしました。

☆ 今回のMRJは、いつもの夏号のように、MRJグラビアとして名誉総裁表彰式典の記事でスタートすることができません。そこで、丁度、青い羽根募金を始めて今年が70周年に当たることから、「青い羽根募金活動レポート」でスタートさせました。全国に設置されている支援自販機や青い羽根募金の歴史を紹介しています。編集担当者が過去の資料と首っ引きで纏めてくれました。

☆ コロナ禍ではありますが、全国で海難救助や洋上救急に出勤し活躍されている仲間がいます。活動や訓練の状況を「マリンスキューレポート」で紹介しています。貴重な命を救おうとの崇高な精神と献身的な活動姿勢に敬意を表します。

☆ 「マリンスキュー紀行」も取材のための移動距離に配慮し、神奈川県水難救済会の平塚救難所と茅ヶ崎救難所の紹介です。相模川河口を「魔の河口」と呼ばせないため活動する漁業や海洋レジャーの関係者で構成されている平塚救難所。沖合の大型船を避難所とする津波対応訓練を行っているライフセーバーが中心の茅ヶ崎救難所。海洋レジャーが盛んな湘南地区での安全・安心のため、ますますの活躍が期待されます。

☆ 最後に、「大日本帝国水難救済会の明治32年度報告」を紹介しています。名誉会員の名簿を見て驚きました。写真の紹介文にあるほかにも「大山 巖」、「榎本武揚」、「井上 馨」など歴史教科書で見た名前が連なっているではないですか。国を挙げて水難救済会を支えていたのだと感慨一入です。貴重な資料を寄贈くださいました仙台市の遠藤様、ありがとうございます。

皆様の中に昔の資料などをお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非、ご提供ください。MRJで紹介するとともに大切に保存させていただきます。

Withコロナの時代になるのだそうです。感染に注意しつつ活躍されんことを祈念しております。

(常務理事 加賀谷 尚之)